

うきは市告示第7号

平成27年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年2月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成27年3月5日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	藤田 光彦君
伊藤 善康君	諫山 茂樹君
櫛川 正男君	大越 秀男君
三園三次郎君	高山 敏枝君
岩佐 達郎君	

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第1回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年3月5日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年3月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程 (議案第1号から議案第38号まで38件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告 (総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第3号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第9 議案第4号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第10 議案第5号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第11 議案第6号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第12 議案第16号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第17号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第20号 浮羽老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第15 議案第21号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第16 議案第25号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第26号 うきは市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第27号 うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第28号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第29号 うきは市社会教育集会所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第31号 うきは市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第34号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第23 議案第35号 うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 うきは市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第38号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 農業委員会委員の推薦について
- 日程第27 予算特別委員会の設置について
- 日程第28 予算特別委員会への議案審査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第38号まで38件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第3号 平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第4号 平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第16号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第17号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第20号 浮羽老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第15 議案第21号 福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第16 議案第25号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第26号 うきは市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第27号 うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第28号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第29号 うきは市社会教育集会所条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第31号 うきは市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22 議案第34号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23 議案第35号 うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24 議案第36号 うきは市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第25 議案第38号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26 農業委員会委員の推薦について
日程第27 予算特別委員会の設置について
日程第28 予算特別委員会への議案審査付託

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ----- 高木 典雄君	副市長 ----- 吉岡 慎一君
教育長 ----- 麻生 秀喜君	市長公室長 ----- 高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	学校教育課長	秦 克之君
浮羽市民課長	篠原 武英君	自動車学校長	中嶋 吾郎君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君
農商工観光連携係長	楠原 康成君		

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成27年第1回うきは市議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番、伊藤善康議員、10番、諫山茂樹議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月5日から3月24日までの20日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月5日から3月24日までの20日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付をしています、諸般の報告文書をごらんください。

12月24日に、主要地方道八女香春線筑後川架橋整備促進期成会通常総会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成27年第1回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

第1回定例会は、新年度当初予算を御審議いただく議会ではありますが、あわせて補正予算の審議や条例の制定並びに一部改正などの各種案件についても御提案を申し上げます。

御審議に先立ちまして、昨年12月定例会閉会后、本日までの主だった事業について報告をさせていただきます。

1月11日には、浮羽中学校グラウンドで消防出初め式を、白壁ホールで成人式を開催いたしました。議員の皆様におかれましては、新年のお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。

1月24日には、白壁ホールにおいて、うきは市ふるさと大使の穂高ゆうさんによるコンサートが開催され、多くの方に御来場いただきました。当日は市内の小学生で結成された、うきはジェヌの16名も登場し、息の合ったラインダンスを披露いただきました。また、穂高さんにおかれましては2月15日のうきは市民ロードレースにもゲストランナーとして御参加をいただき、大いに大会を盛り上げていただいたところであります。

1月25日には浮羽町新川のつづら・本村両地区で第10回山村復興ボランティアが行われました。なお、来たる3月22日には、災害復旧支援感謝祭を開催することとしております。平成24年7月の九州北部豪雨災害により甚大な被害を受けた直後より、多くの方々から災害からの復旧・復興に向けてさまざまな御支援をいただいていたところであります。この感謝祭は、これまで御支援、御協力をいただいた方々への感謝の気持ちを込めて実施するものであります。

また、1月25日には文化財防火デーにあわせて、浮羽町田籠の平川家住宅で防火訓練が行われました。さらに3月1日には、うきは市の芝尾山において、山林火災を想定した訓練を実施いたしました。なお、3月1日から7日まで全国一斉に春の火災予防運動が実施されています。貴重な文化財を初め、市民の生命財産を火災から守るため、日ごろからの防火の取り組みは申すまでもありませんが、火災が起きたとき、被害を最小限にとどめるためには初期消火がいかに大切

であるかを再認識いたしたところでもあります。

1月30日には、「道の駅うきは」が国土交通大臣より重点「道の駅」として選定され、2月26日に東京砂防会館で太田国土交通大臣より選定証が授与されました。今後、「道の駅うきは」は高齢者や女性の活躍の場として、さらには地方創生拠点として地域福祉や産業振興、地域文化、観光情報の発信の場としての取り組みを進めてまいります。

1月31日には、ムラおこしセンターにおきまして、国立病院機構別府医療センターより吉井町出身の矢野篤次郎先生をお招きし、うきは市食育推進講演会を開催いたしました。予想を上回る多くの方に参加をいただいたところでもあります。今後も市民の皆様の健康増進を図るべく取り組みを進めていきたいと考えております。

2月1日には、主要地方道八女香春線にかかる寿橋のかけかえが終了し、完成記念式典が開催されました。新しい寿橋の欄干には大石堰、袋野堰を紹介するデザインパネルが設置され、歩きながら地域の歴史遺産が学べる橋となりました。

2月5日には、本市において福岡県市長会南ブロック会議を開催し、各市における子育て支援の取り組みについて協議を行ったところでもあります。

さて、吉井町と浮羽町が合併し、うきは市が誕生してから3月20日で10年という記念すべき節目を迎えます。翌日の3月21日には記念式典を予定しております。議員の皆様におかれましてはお忙しい中とは思いますが、御出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、12月定例議会閉会後の行政報告とさせていただきますが、ここでお時間をいただきまして、平成27年度の主要施策等について、私の所信の一端を申し述べさせていただきますと存じます。

昨年12月に衆議院議員総選挙が行われたところでもあります。本年1月26日には通常国会が開会され、連日活発な審議がなされているところでもあります。さきに成立した政府の平成26年度補正予算には、地域消費喚起・生活支援策としてプレミアム商品券の発行、さらに地方創生先行型では、地方版総合戦略における「しごとづくり事業」などが打ち出されました。本市としましても、平成26年度一般会計補正予算案におきましては、これらの国の施策を積極的に取り組むためにプレミアム商品券の発行や高齢者や多子世帯に対する生活支援、さらに、地方創生先行型では、うきは市版総合戦略策定、地域農業の生産性向上と就農支援等を実施する農業生産法人の設立、うきは市の歴史的文化遺産である屋形古墳群の一体的保存整備など、各種事業を計上させていただいているところでもあります。

また、国の平成27年度当初予算案には、経済再生と財政再建の両立を実現するためのさまざまな施策が盛り込まれております。我々の生活に身近なものでは、地方創生に関する施策を初め、子ども・子育て支援新制度、新たな介護保険制度など、いずれも市政運営に大きな影響をもたら

すものであり、今後、国及び県の施策の動向に注視していくことが大変重要だと認識をしているところでもあります。

うきは市における平成27年度の予算編成方針について申し上げますと、合併から10年が経過することで、平成27年度は普通交付税加算額の漸減初年度となります。多額の一般財源が減少していくことから、これまでの市制10年の各事業の成果を踏まえながら、新たな視点で機動的な予算編成を図る必要があります。本市の財政力指数及び市民所得は、筑後地区9市3町において、昨年9月議会の一般質問でもお答えしたとおり、いずれも最下位であります。

このような状況の中、平成24年7月の九州北部豪雨災害の影響で、平成26年度までは災害復旧関連予算が膨らんだことなどから、身の丈に合わない予算規模となっておりましたが、災害復旧が一段落したことを機に、平成27年度においては財政力に見合った予算編成を心がけてきたところでもあります。

うきは市の健全な財政運営並びに財政強化というのは、私に課せられた大きな課題の1つだと認識をしております。将来に禍根を残さないためにも、次の世代にきちんとバトンタッチできるように努めてまいりたいと考えております。

まずは、このことを念頭に、うきは市総合計画の後期基本計画に基づき、市民とともに誰もが元氣と幸せを感じられる、うきはを実現するため、平成27年度予算編成においては、真に緊急性、重要性が高いものから重点課題を定め、予算編成を進めてまいりました。

重点課題として、1つが人を育む教育・文化の充実、2つ目に災害からの復興事業、3つ目に協働のまちづくりの中心となる新しい地域コミュニティの推進、4つ目に保育所の円滑な統廃合と安心して子育てができる子育て支援の充実、5点目に介護を必要とする高齢者や障害者のある人が安心して暮らせる地域支援体制の確立、6点目にダム放流水を活用した中小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、7点目にうきは市の重要な資源である地下水の保全対策、8点目に6次産業化・農商工観光連携等の取り組みによる持続可能で元氣な農林産業の振興、9点目にうきは市にある資源を生かしたブランド化の推進、10点目に新規企業の誘致促進と既存商工業の内発的振興、11番目に滞在型観光資源である温泉地域の活性化、12番目に公営住宅の更新と既存住宅を生かした住みやすい住環境整備の促進、13点目に安全・安心なまちづくりに向けた防災・減災事業、そして14点目ではありますが、市民との対話を通して開かれた市政の推進の14項目を掲げたところでもあります。

重点課題を実現するための具体策として、まず、地域資源を生かした地場産業の再生を図るための内発的振興及びきずなの再生を図るための地域コミュニティの推進等に的確に対応できるための行政組織の機構改革を行いたいと思っております。

それから、具体の事業として、人を育む教育・文化の充実では、浮羽中学校、千年小学校耐震

化推進事業に9,555万円を、再生可能エネルギー関連では、藤波ダム小水力発電設備設置工事に1億6,237万円を、ブランド化の推進に関しては地域おこし協力隊の拡充に4,334万円を、住みやすい住環境整備の促進では、新治団地建設2期工事に3億7,436万円を、防災・減災対策では橋りょう点検・改修に3,526万円を、そのほかにおいても、ゆうゆうセンターの指定管理者制度の導入に300万円を、そして、まごころ寄附拡充に——これは歳入としてでございますが、5,000万円などを予算計上させていただいているところであります。ほかにも課題は山積しておりますが、予算編成に当たっては、地方自治法第2条にもうたっております最小の経費で最大の効果を上げるよう、限られた財源を最大限に活用すべく配慮したところであります。

詳細につきましては、予算審議の中で十分に説明をさせていただきたいと存じますので、議員各位を初め、市民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げて、招集に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第38号までの38件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成27年第1回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多忙中にもかかわらずお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先月16日に国から発表された平成26年10月から12月期の国内総生産速報値によりますと、物価変動などの影響を除いた実質GDP成長率は前期比0.6%、年率換算2.2%の成長となり、第3・四半期ぶりにプラスに転じました。一方、日経平均株価は1万8,000円台の半ばを超え、ITバブル期以来、約15年ぶりの水準を取り戻しております。

このように、我が国経済の先行きに明るさが見えてるとはいえ、地方経済は依然として厳しい状況にあり、うきは市も例外ではありません。円安環境は輸出産業に対して利益の改善をもたらす一方で、地方への波及効果が十分に及ばない状況であることに加え、生活者としても身の回りの生活関連商品の価格上昇が家計の圧迫を招き、なかなか景況の改善を感じられないのが実態かと思われまます。

このような中、先ほども申し上げましたが、国では地方創生を全面に掲げ、地域の活性化に対して強力な施策を推進しております。昨年末の12月27日には、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されており、年明けからは創生本部が中心となり、地方公共団体に対する施策説明会が精力的に開催されてきました。そして、先月には全国の地方公共団体に対して、平成27年度事業に当てるための新たな交付金の配分が、国の平成26年度補正予算に基づき行われたところであります。当市も配分を受けており、効果的な活用を図るために、県とも連携しながら事業内容の検討を行い、今回の議会にも補正予算として提案をさせていただいているところであります。

平成27年度には、市町村においては地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することとなっております。特に総合戦略の内容については平成28年度以降の交付金の配分に対して大きな影響を及ぼすものとなりますので、執行部全体が一丸となり、さらに市内のさまざまな関係機関や市民の皆様などの参画のもと、検討を行ってまいりたいと考えております。

さて、当市におきます重要課題として取り組んできました九州北部豪雨災害の復旧であります。おかげさまで国の災害査定を受けたものについては年度内にほぼ完成する見込みとなりました。この間、さまざまな形で御協力をいただきました議員の皆様には心より感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、国の査定に乗らない市の単独事業として実施していかなくてはならない小規模災害については、2割程度残っている状況であります。これにつきましては、平成27年度におきまして、早期の完成に向け、鋭意事業を実施していきます。

3月となり春が一步步近づく中で、市内の各所でさまざまな行事が予定されております。主なものとして、この17日からはななつ星 in 九州が——客扱いを行わない停車ではあります。毎週1回うきは駅に停車するようになります。また、21日には、先ほども申し上げましたうきは市合併10周年記念式典、22日には、うきは市災害復旧感謝祭及びうきはスイーツ&フルーツコレクションが開催されます。議員の皆様方におかれましては、議会開催中の多忙な時期かとは存じますが、御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、この3月議会では、平成27年度予算について御審議をいただくこととなります。財政状況の厳しい中、先ほど申し上げた重点課題に対応するよう配慮し編成したものとなっております。新年度に向け、地方創生の波を逃さず、うきはの独自性を生かした活力のある地域づくりに向け対応を図ってまいりたい所存でありますので、議員の皆様におかれましては建設的な御議論をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は人事案件2件、条例案件13件、予算案件14件、その他の案件9件となっております。

まず、議案第1号は、専決処分に係る議会の承認を求めることについてでございます。県の関

係条例の改正が12月議会において可決されたことを受けて、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正することについて、専決処分にて対応させていただきましたので、議会に御報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第2号から議案第6号までは、平成26年度補正予算についてであります。主に、事務事業の確定あるいは確定見込みによる補正と地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業による予算の補正を行うものでございます。

議案第2号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,607万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ165億4,263万円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税2,020万円、国庫補助金1億2,471万4,000円、寄附金3,859万4,000円の増額補正と、国庫負担金3,325万6,000円、県補助金2,448万1,000円、基金繰入金1億6,803万2,000円、市債1億1,070万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費5,999万5,000円、民生費では生活保護費2,728万3,000円、農林水産業費では農業費2,924万3,000円、商工費では商工費5,915万9,000円、土木費では道路橋りょう費1,648万円、住宅費2,553万7,000円の増額補正と、民生費では社会福祉費5,256万3,000円、児童福祉費3,838万4,000円、衛生費では保健衛生費9,585万5,000円、教育費では社会教育費1,929万5,000円、諸支出金では特別会計繰出金1億980万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

議案第3号は、平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,821万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億6,719万6,000円とするものでございます。

歳入は、国民健康保険税304万4,000円、共同事業交付金1,727万3,000円、延滞金、加算金及び過料150万円、雑入380万円の増額補正と、国庫負担金2,906万円、療養給付費等交付金4,450万円、県負担金340万1,000円、他会計繰入金1億687万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費139万4,000円、保険給付費では療養諸費1億760万円、高額療養費1,770万円、出産育児諸費630万円、共同事業拠出金では共同事業拠出金1,808万4,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費683万9,000円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

議案第4号は、平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ293万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,470万3,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金293万8,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で後期高齢者医療広域連合納付金293万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入予算内の補正を行うものでございます。

補正の主なものは、総務費の総務管理費272万円の増額補正と、予備費277万2,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第6号は、平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,878万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金160万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業費で浄化槽整備事業費102万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第7号から議案第15号までは、平成27年度当初予算関係についてであります。

議案第7号は、平成27年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ145億1,878万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税10億1,367万6,000円、固定資産税13億1,145万5,000円、軽自動車税8,980万5,000円、市たばこ税1億8,990万円、地方揮発油譲与税5,300万円、自動車重量譲与税1億1,320万円、配当割交付金3,040万円、地方消費税交付金3億5,400万円、自動車取得税交付金2,240万円、地方交付税52億8,400万円、負担金2億2,703万7,000円、使用料9,170万5,000円、手数料3,867万3,000円、国庫負担金13億2,797万8,000円、国庫補助金3億8,450万5,000円、国庫委託金1,148万2,000円、県負担金4億8,572万4,000円、県補助金6億3,696万4,000円、県委託金6,229万4,000円、財産運用収入1億5,406万5,000円、寄附金5,001万円、基金繰入金12億1,536万

7,000円、繰越金1億円、雑入2億1,946万3,000円、市債10億840万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億4,678万3,000円、総務費では総務管理費14億5,060万5,000円、徴税費1億6,830万3,000円、戸籍住民基本台帳費6,219万2,000円、選挙費1,993万7,000円、統計調査費1,263万8,000円、監査委員費1,129万2,000円、民生費では社会福祉費23億2,031万9,000円、児童福祉費16億2,613万6,000円、生活保護費7億3,474万円、衛生費では保健衛生費3億4,703万2,000円、清掃費7億5,119万5,000円、農林水産業費では農業費7億6,057万6,000円、林業費1億6,744万7,000円、商工費では商工費2億1,904万8,000円、土木費では土木管理費8,131万1,000円、道路橋りょう費2億7,652万5,000円、河川費1,084万8,000円、住宅費4億601万2,000円、消防費では消防費4億7,960万7,000円、教育費では教育総務費1億1,053万1,000円、小学校費4億3,888万3,000円、中学校費2億4,355万2,000円、社会教育費3億1,563万5,000円、保健体育費9,106万円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費7,325万4,000円、公共土木施設災害復旧費8,354万9,000円、公債費では公債費17億3,282万2,000円、諸支出金では特別会計繰出金13億3,489万円、予備費としては3,778万5,000円を計上いたしております。

議案第8号は、平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ49億4,820万5,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億7,839万2,000円、国庫負担金7億9,950万円、国庫補助金3億2,620万9,000円、療養給付費等交付金1億4,172万3,000円、前期高齢者交付金9億740万円、県負担金3,902万3,000円、県補助金2億388万2,000円、共同事業交付金12億2,629万4,000円、他会計繰入金4億2,060万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費3,916万4,000円、保険給付費では療養諸費25億4,673万7,000円、高額療養費3億5,250万円、出産育児諸費2,101万2,000円、後期高齢者支援金等では後期高齢者支援金等4億9,520万5,000円、介護納付金では介護納付金2億537万4,000円、共同事業拠出金では共同事業拠出金12億3,940万3,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費2,957万1,000円を計上いたしております。

議案第9号は、平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ4億5,395万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億445万7,000円、他会計繰入金1億4,848万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億3,790万4,000円を計上いたしております。

議案第10号は、平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ2,359万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、繰越金2,000万円、貸付金元利収入342万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、公債費では公債費229万2,000円、予備費2,128万2,000円を計上いたしております。

議案第11号は、平成27年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ1億3,559万2,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億1,191万6,000円、受託事業収入1,006万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費9,502万1,000円、事業費3,419万1,000円を計上いたしております。

議案第12号は、平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ2,334万6,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料799万6,000円、他会計繰入金1,080万円、基金繰入金300万円、繰越金130万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では維持管理費1,506万8,000円、公債費では公債費594万9,000円、予備費194万9,000円を計上いたしております。

議案第13号は、平成27年度うきは市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ14億7,999万8,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、分担金3,650万4,000円、使用料3億2,228万円、国庫補助金

1億4,600万円、他会計繰入金7億500万円、繰越金1,200万円、市債2億5,780万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費1億1,166万円、維持管理費2億4,345万9,000円、下水道事業費では公共下水道事業費4億3,585万円、公債費では公債費6億7,064万円、予備費1,838万9,000円を計上いたしております。

議案第14号は、平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ2,930万6,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料489万9,000円、他会計繰入金2,200万円、繰越金240万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費609万円、維持管理費832万4,000円、公債費では公債費1,333万7,000円、予備費155万5,000円を計上いたしております。

議案第15号は、平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として、歳入歳出それぞれ5,474万8,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、分担金112万5,000円、使用料1,277万7,000円、国庫補助金347万7,000円、他会計繰入金2,800万円、繰越金190万円、市債590万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費644万7,000円、維持管理費2,803万3,000円、浄化槽整備事業費では浄化槽整備事業費1,066万9,000円、公債費では公債費741万円、予備費218万9,000円を計上いたしております。

議案第16号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が平成27年5月23日に任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号は、公平委員会委員の選任についてであります。

公平委員会委員のうち1名が欠員となったため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第18号は、うきは市道路線の認定についてであります。

寄附等による市道路線2件について議会の認定をお願いするものでございます。

議案第19号は、うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定

について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、浮羽老人ホーム組合規約の変更についてであります。

同組合規約の監査委員に関する規定を改正するものでございます。

議案第21号は、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

同組合の構成団体の名称変更に伴い、規約の一部改正を行うものでございます。

議案第22号は、うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてであります。

ゆうゆうセンターについて、平成27年度からの指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第23号は、うきは市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第24号は、うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。

議案第25号は、訴えの提起についてであります。

滞納市税を徴収するため、滞納者の第三債務者に対し不当利得返還請求権等に係る訴えを提起することに対し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、うきは市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第27号は、うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例を全部改正するものでございます。

議案第28号は、うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号は、うきは市社会教育集会所条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団等の利用に係る制限について関係条例の改正を行うものでございます。

議案第30号は、うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政組織の機構改革に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、うきは市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

附属機関として、うきは市地域ケア会議を設置するものでございます。

議案第33号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

区長の報酬を改定し、地域ケア会議の委員の追加を行うものでございます。

議案第34号は、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県の条例改正を受けて、少人数指導特別教員条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号は、うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法の改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号は、うきは市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

児童福祉法の改正等に伴い、当該条例を廃止するものでございます。

議案第37号は、うきは市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

乳幼児等医療費負担の軽減を図るため条例を改正するものでございます。

議案第38号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

火葬場建設に伴い、合所ダム公園に係る条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして、議題とされました際に担当課長より説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 平成26年第5回うきは市議会定例会において、閉会中

における継続調査申し出の所管事務調査を実施いたしましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告を申し上げたいと思います。

まず、調査のテーマでございますが2件ございまして、1件は財政健全化対策について、財政課と行いました。2点目が地域おこし協力隊活動状況について、ブランド推進本部と行いました。

まず、財政健全化対策についてであります。

実施日が今年2月3日火曜日、午前9時半から12時までの2時間半の時間で実施をいたしておりました。出席者が18名——総務産業常任委員会が8名、それから厚生文教常任委員会のほうにもお誘いを申し上げまして5人の御出席をいただいております。あとは、市長公室長、それから財政課3名、それから議会のほうから2名、計18名でございました。

調査の趣旨でございますが、うきは市は今年度末に合併10周年を迎え、市町村の合併の特例に関する法律第11条に基づき、普通交付税が今後5年間において毎年1億円余り、5年後には現在の地方交付税額が約6億円減額となる実情を踏まえ、この機において、うきは市財政の現状と課題を把握し、少子高齢化、人口減少等に起因する地域経済の低迷により、さらなる税源等自主財源の逡減が予測されることから、国の重点施策である地方創生への取り組みなど、今後将来に向けての財政健全化対策をテーマとして議論を展開したものでございます。

調査の概要でございますが、調査に当たりましては、当委員会が示しましたテーマの中から、財政課長と事前調整によって11項目の検討課題を設定いたしましたところであります。

1点目が、平成27年度予算編成の方針について、2点目が、うきは市財政規律の設定について、プライマリーバランスの実態について、この10年間における予算決算総額の変動及びその要因について、補助金に対する今後の規律について、今後の起債及び公債費（元利償還）の計画方針について、基金の積み立て運用について、入札制度について、今後の地方公会計制度の整備促進について、公共施設等総合管理計画について、最後に、地域内分権と協働コミュニティによる自立的運営への移行、この11項目についてをテーマといたしまして議論を行ったところであります。

この内容については、財政課のほうから申し入れの11項目について資料を作成いただきまして、それに基づいて実施をいたしたところであります。

まず1点目の平成27年度予算編成方針であります。これは先ほど市長のほうからも説明がございましたとおりでございまして、昨年11月21日付で「地方創生」を柱とした国政の動向を踏まえ、緊急性及び重要性の高い課題への取り組みとして14項目の重点課題が掲げられております。これも皆さん、ホームページ等でごらんになったというふうに思っております。省略をさせていただきます。

この点についての主な議論でございますが、概算要求が160億円を超えるということでござ

いますが、先ほど市長からありましたとおりに、災害等も終わって、通年的な総額に抑える必要があるということに対するものでございまして、1つの財政規律的な意味からすると145億円という新年度予算の提案がなされておりますけれども、これだけの金額を査定して落としていくというのは大変なことでもございますが、かなりの大きな額が要求されているということに対する職員の意識改革が必要ではないかということの問いに対しまして、財政課長からは、職員のやる気のあらわれだという回答がございました。しかしながら、私としては、職員としていろんな心理が働くであろうという思いもするところでもあります。

2点目が、うきは市財政規律の設定でございます。国の予算委員会等で財政規律については、平成14年度に枠設定が、国債発行額が30兆円というのがよく論議されおるところでもあります。それから、他の自治体では財政運営の指針、財政規律ガイドラインなどさまざまな形式で一定の制限をかけておるようでございます。うきは市では、4つの基本計画の整合性を図りながら予算に反映しているという回答でございました。この4点というのは、うきは市の総合計画と実施計画、3点目が財政計画、毎年6月に策定されております。4点目が12月議会で変更可決されました新市建設計画、この4点をもとに財政規律ということのお考えということで回答をいただいております。

次に、プライマリーバランスの実態、これは基礎的財政収支のことでございますが、プライマリーバランスが財政規律の指標ともいえます。うきは市は国が示す指標上、平成20年度から平成25年度決算では通年黒字を示しております。特に、22年度から25年度においては10億円を超える収支バランスのとれた財政運営を示しています。しかしながら、財政力指数が示すとおりに、税収などの自主財源は乏しく、依存財源の枠内での運営維持はやむない状況でございまして、数値上は健全財政とはいえ、実質的には厳しい状況にあります。今後は地方創生など、うきは市の資源を生かした独自の振興政策によって自主財源の安定確保が命題だと考えております。

この点についての主な議論につきましては、プライマリーバランスは一般会計だけをつくっているが、下水道事業会計は作成しているのかという質疑がなされたところでありまして、これにつきましては、総務省が公開している決算統計関係資料についての内容で策定しているということでございます。かような数値になっているということでございます。

次に、数値上のプライマリーバランスは黒字で推移しているが、財政力指数では県下で最下位になり、本当にうきは市の財政は健全と言えるのかという問いに対して、数値上ということでございますが、健全だということになる。ただ、県内ではそういう状況であります。大分県や長崎県の平均からするとかなり上位にあるという、他地区、他県との比較も回答で出ているところであります。

そして、一番財政の認識の考え方で出てくるのが、財政力は弱いほど地方交付税を多くもらえ

るという地方交付税制度からして、そういうことをございまして、自主財源をふやす努力は必要でないのかという、非常に根っこの指摘がなされております。しかしながら、地方交付税については基準財政需要額と収入額の関係でもって交付されるものでありまして、自主財源が多いほど自由に使えるお金がふえるというのは制度上そのとおりでございます。そういうふうなやりとりがあっております。

次に、4点目が予算決算の変動及びその要因であります。

合併から10年間における一般会計の当初予算は、年度平均が約39億円で推移してきております。しかしながら、平成20年度の総合体育館アリーナ建設、24年度に発生した九州北部豪雨など大型かつ非常な事態はやむなくとも、通年における定常的な予算規模は新年度から始まる地方交付税の算定がえによる減額措置を踏まえ、職員が課益に——それぞれの課の利益という意味ですが、職員が課益にこだわることなく一丸となって財源の確保と予算の節減に努め、効果・効率的な事業の実現を図る必要があるというふうに思うところであります。

また、特別会計では、一般会計からの多額の繰り出しに依存する国保や下水道を初め、自動車学校経営においても民間経営手法を導入するなどして、自立的な経営安定化の必要があるというふうに申し上げております。

5点目は、補助金に対する今後の規律であります。

市長の諮問に基づきまして、平成23年11月30日付うきは市行政改革推進委員会が答申した、市が交付する全ての補助金等のあり方につきましては、運営補助金について10%削減を原則として使途基準の見直しを図ること、2点目は、答申については最大限尊重し平成24年度予算より実施すること、3点目は、削減の実施については交付団体の理解を得て行政の信頼を失わないように努めること、この3点の答申がなされているところであります。その結果においては、対象項目数175、補助金総額5億9,209万5,000円、削減すべき項目数は85、削減対象総額2億5,040万9,000円、うち削減要求額が6,430万8,000円でございます。実際に削減した項目数が68、削減金額が1,246万1,000円、削減率が19.3%となったところであります。

この削減については、単年度に——その年度だけで行ったという措置でございまして、財政課長のほうから、答申に限らず、毎年、補助金の実施報告を精査し、特に平成26年度予算では答申を踏み込んだ38件の削減を行うなど、鋭意取り組んでいるということでございます。

今後の課題につきましては、補助金交付団体を定期的に調査し、活動とその成果等を評価するとともに、ニーズや存続性を判断するほか、地域振興や福祉、教育など、市の課題に則した新たな取り組みに対しましては、より弾力的な支援を講ずる必要があると思っております。

6点目であります。今後の起債、公債費元利償還の計画方針であります。平成25年度末に

おける一般会計の起債残高は142億5,566万円、うち合併特例債が36億371万円でございます。特別会計を合わせると265億2,417万円となっております。

今後の起債発行額は、平成25年度末の残高をベースに、昨年12月議会で承認した新市建設計画における財政計画を基礎として、平成35年までのシミュレーションを行い、平成35年度末における一般会計の起債残高は108億4,361万円、特別会計を合わせると193億1,621万円となりまして、一般会計で34億1,204万円、特別会計と合わせて72億796万円の減少となる計画であります。

次の積立金運用であります。うきは市は21の基金を保有しておりまして、昨年12月末時点で総額約112億4,700万円余りを積み立て、うち80%の90億8,500万円ほどを国債等の証券で運用をいたしております。

資金運用につきましては、副市長を委員長とする、うきは市基金管理委員会において、財務基礎及び証券運用指針に基づく安全かつ確実な方法で毎年度に満期となるラダー型——これは期間が異なる債権を同額面で均等保有する買い待ちの戦略という意味であります、によりまして、利率は0.2%から2.2%の平均1.5%程度で、平成27年度の運用益は約1億4,000万円が見込まれているところであります。

運用状況を近隣市と比較した場合、久留米市では1,256億円の予算規模に対しまして2億1,117万円、朝倉市は272億円の予算に対しまして8,391万円、小郡市では167億円の予算規模に対しまして30万円の運用収入と、かなり少ない金額であります。したがって、うきは市のこの年1億4,000万円ということについては、大変評価ができるということが言えると思って評価したところであります。

次に、入札制度の検証でございます。

現下の公共事業は、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化するなど、入札に当たっては、結果として予定価格に極めて近似する落札率が指摘されております。このため、発注者は予定価格の適正な設定、発注者には入札の際に入札金額の内訳書の提出などを柱とした、公共工事の品質確保の促進に関する法律が昨年6月に改定されております。この改正法に基づいて、発注関係事務の運用に関する指針が定められ、適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定及び予定価格の事後公表等など、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や、多様な入札契約方式の選択、活用について体系的にまとめられておりますが、実施に当たっては、県や他自治体の状況を踏まえて判断するというところでございます。

ここで、主な議論等でございますが、1点目は、入札のあり方ですが、同じ日に同じ業者で入札を行った場合、久留米市では午前中に落札した業者は、午後に入札には辞退して参加できないということになっておりますけれども、うきは市の場合は、まだそういう制限がとられていない

ということでございます。この点につきましては、建設業法等の法律を踏まえて内部で検討したいという回答をいただいております。

次に、よそでは——予定価格を誰が設定しているのかということ、それから、入札率が90%を超える——談合が疑わしいような報道もあるが、99%という入札はおかしいとの解説もあるということでございます。うきは市でも新治団地は市以外の業者だけが94%、うきは市内の業者は98%という結果となっており、談合等疑われても仕方ないということの指摘がなされているところでございます。

この件については、予定価格については、副市長が決定し封入しておりまして、開札時までは誰も見るができないようにしているということ、当然そういうことの問題はないということでございます。

9点目が、今後の地方公会計制度の整備促進であります。

総務産業常任委員会では、前期に北海道の夕張を視察した実績も踏まえながら会計のあり方について関心を持っておりますが、全国の自治体は、いずれも厳しい財政状況下にございまして、その原因は、経済や高齢化問題のみならず、現行の会計制度も原因の1つとされておるところであります。現行の単年度会計では、自治体の財政状況を正確には把握できず、最悪の場合には、財政が破綻するまで表面化しないというのが実情だとされております。そのため、一定時点での資産や負債の状況を示す貸借対照表や資産形成につながらない行政サービスを説明する行政コスト計算書といった、企業会計的手法が推奨されておりまして、バランスシートと行政コスト計算書を策定する自治体も出てきておるようでございます。

そこで、国においても、原則として平成27年度から29年度までも3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成するよう要請がなされております。これらの工程については、固定資産台帳整備なども必要となるため、27年度予算にその費用が計上されているようでございます。

10点目でございますが、公共施設等総合管理計画、国全体において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。特に、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも当然ながら予想されております。早急に、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってまいります。

このような公共施設等を総合的かつ計画的に管理するには、社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進される国土強靱化にも資するものでございます。このため、国は地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定が要請されております。

その計画のポイントにつきましては、1点目が10年以上の長期計画とすること、2点目が箱ものに限らず全ての公共施設を対象とする、3点目が更新、統廃合、長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え、これがポイントとなっております。

最後の項目であります、地域内分権と協働コミュニティによる自立的運営への移行を掲げさせていただいておりますが、財政健全化を図る上で最も基本をなすのは、地域における協働のまちづくりにあると考えております。

昨年4月に、うきは市協働のまちづくり基本条例を基盤とした、うきは市自治組織条例が制定されてコミュニティが発足をしたところでございます。諸般の各自治体で共通の課題であります少子高齢化に端を発する人口減少、互助精神の希薄化、空き家の増加、行政区への未加入問題、農地等の放棄地問題等々が見えております、現実的であります。こういうものを市のみ、役所のみじゃなくて、やはり地域住民一体となって新しい村づくりに向けて、一定の行政権限を地域内分権という名のもとに、今後、目指すことが必要だろうというふうに財政健全化の基本として考えたところであります。

この研修の所見でございますが、合併10年を節目として、うきは市財政の現状と課題を捉え、財政健全化対策に係る主要11項目について調査検討を行いました。うきは市運営の根幹をなす重要かつ専門的なテーマに対し限られた時間設定もあり、概要理解にとどまった感も否めません。まして、テーマである財政健全化対策を見出す結果には当然ながら至っておりません。とはいえ、平成27年度予算編成のさなかにあり、予算編成方針が示す重点課題14項目など、議会としても共有する意義ある内容でございます。財政健全化の指標である財政規律、プライマリーバランスを堅持しつつ、国の主要施策——地方創生を最大限に活用して、独創的かつ思い切った、うきは市総合戦略を樹立し、これを計画具現化することによって依存体質から自立、持続可能なうきは創生を目指す好機にあると認識をしたものであります。

以上が、財政健全化に対する調査報告であります。

次に、2点目が地域おこし協力隊活動状況についてであります。

日時は、同日午後から行いました。午後1時半から4時30分までの3時間、3階の会議室のほうで、出席者23名、発表者が4名でございますが、議員のほうは総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会ともに午前中と同じ出席でございます。それから副市長、担当係長の御出席、それから企画課からは企画課長、係長の出席をいただいております。

調査の趣旨でございますが、平成26年度うきは振興開発のかなめとして都市圏から委嘱した4人の地域おこし協力隊による、うきはブランドづくり活動に着目し、すぐれた人材の魅力に触れるとともに、各ミッション——ミッションとは任務のことです、の活動目標及び活動状況の見聞を行いました。

調査の概要でございますが、冒頭、ブランド推進本部の担当係長から地域おこし協力隊によるうきはブランドづくりの推進概要及びミッションの活動概要についての説明を受けました。そして、4人のプランナーから各ミッションの活動目標、活動内容について15分間の発表の後、質疑等の意見交換を行いました。

では、発表と意見交換の概要でございます。

まず、お一人が、移住定住促進プランナー、東京都出身の大久保翔さん、企画課に所属しております。

主な任務と活動の状況であります。1つが空き家の流通促進とデータベース化、それから2点目が移住体験施設の整備、3点目が移住希望者への対応、4点目が婚活イベントの企画・開催でございます。

空き家の件でございますが、うきは市には概算で600以上の一戸建ての空き家がございます。これを、空き家バンクを周知徹底しながら、需要と供給という関係で活用していくということになります。なかなか課題も多いようでございまして、まだ、実績には至っていないようでございますが、鋭意、大久保君もしっかり各地を周りながら、飛び回って活動を展開いたしているようでございます。

それから、移住体験施設の整備は皆さんも御存じかもしれませんが、山村振興事業の一環として新川の栗木野の空き家をリフォーム、もう終わっておるようでございますが、この4月から運営を開始するというので、お試し移住体験プログラムで山間部の光ファイバー網の利点を生かす試みとして、デザイナーなどの創作技術者や情報事業者の受け入れも行っているようであります。

それから、移住希望者の対象でございますが、今、企画課では、「うきは暮らし 始めてみませんか」というキャッチフレーズ、目につくいいデザインの看板もできているようでございますが、こういうキャッチフレーズを窓口に物件情報の紹介、イベント情報の発信を行っております。

最後に婚活イベントですけれども、JAにじ、商工会、観光協会、出利葉県議事務所と協力して婚活実行委員会を設立して5回ほど行っているようでございますが、まだまだ実績は少ないようであります。

空き家対策の課題でございますが、まず1点は、空き家対策の足かせは相続問題、相続がなされていないというのが1つ。それから2点目が、それぞれ仏壇等の取り扱い、3点目が、空き家の供給が大幅に少ないということが課題とされております。

主な質疑等の中でも、この空き家の需要と供給で需要が少ないということですが、今後どういった方法でふやしていくのかといことが問われているところでございます。まだまだ今からしっかり取り組んでいきたいという本人の意欲ある回答はいただいております。

次に、地域資源プランナー、神奈川県厚木市だったと思いますが、小崎尚美さん。農林・商工観光課山林振興係に所属をいたしております。

主な任務と活動の現況ですけれども、1点目は果樹剪定枝、それから間伐材の利用、それから2点目が木材チップ活用社会実験、3点目が丸太こんろ普及、4点目がオリジナル木工品の商品開発であります。

1点目の間伐材等の使用については、石油じゃなくして、この廃材を利用したボイラー等をハウス等の熱源として使うというのが1つの考え方です。それから木材チップにつきましても、皆さんも御承知のとおり道路の植樹帯とか、フルーツロードに敷き詰められたチップのことです。

それで、まずチップのことについて皆さん関心がございまして、特に主な質疑の中でも、チップは風で飛んでいくんじゃないかということがいろいろ、その点の考え方について正されておりました。この点については、災害対策推進室の高瀬室長に私のほうでお尋ねしましたところ、この風の飛散、それからこのチップに対するシロアリ対策、これはほぼクリアしているという回答をいただいているところであります。

それで今後の課題として申し上げたのが、妹川地区における荒廃竹林の竹を利用した商品開発、それから木材チップ社会活用実験における、先ほど言いました風等による問題点を出して、ぜひこれは今後、広く活用度が高いと思いますので、ぜひ有効な——商品化じゃないですが、そういうことで取り組みをしていただきたいということも含めてお願いをしているところであります。

それから、3点目が観光ツーリズムプランナー、福岡市の馬場亮子さんです。ブランド推進本部であります。

主な任務が、観光受け入れによる観光消費拡大、うきはの魅力を中心とした取り組みです。伝統、食、風景、文化を中心とした観光受け入れのキーワードであります。それから2点目が観光消費増加に向けた地域ヒアリング及び資源の調査、3点目が、うきは市観光ウェブサイトの運用業務、情報発信、それから地域観光ニーズの掘り起こしと観光事業者の機運造成、最後に観光ツーリズムセンターの運用という主な任務を持っております。

活動の状況でございますが、うきは市に暮らすように泊まる観光、大学生に来ていただくようにする、国内小グループを集客する、外国人を集客する、都市在住家族を集客するという、こういううきはファンをふやす、情報拡散、活動風景、将来の移住者増、そういうものをねらいとしているようでございます。

具体的にはいろいろ触れておりますけれども、省略をさせていただいて、主なところが海外の展開、それから東京オリンピックのキャンプ地誘致、そういうところまでしっかり考えていただいているようでございます。

課題としては、大分や湯布院に向かう福岡都市圏等の観光客を高速朝倉インター、杷木インターからいかにしてうきはに導くか、それから、滞在型の古民家と民宿の整備運営、それから語学を含むおもてなしのガイド養成とあります。そういうものを課題としているということでございます。

主な質疑の中で、馬場さんはフランス語——英語もそうだと思いますが、外国語が堪能であるということでございます。特に質問の中で出てきたのが、テレビで放映されたそうでありますが、フランスの富裕層の方がバスツアーで来られて1泊20万円から30万円で民宿、何をするかというと、田んぼ道を1日歩くのが高級志向らしいという、そういう観光の目的が大きく変わってきているということの質疑がありましたが、これを受けて馬場さんのほうから、欧米の方は日本に来て何がしたいかということ、日本らしさの体験にあるということでありました。そういうことで、うきはに来て、新川、田籠、流川の桜並木、耳納連山の広がる平野を見ただけでもすごくファンタジーの中のようにだと感動されるということ、これに大きく自分の任務、目的の基軸をそこに置いていらっしゃるようでございます。加えて海外からでも、関東でも、福岡空港からだとすぐ着くと、便利な割には原風景のよさが残っているので、とっぴな話じゃなくて、日本の中でこういった形の旅行が最も作りやすいところではないかと思っていますということでございます。

最後に、ブランドデザイナー、大阪府の河野真希子さん。農林・商工観光課に所属しております。

主な任務は、うきはブランド構築のデザイナーとしてパッケージデザインや商品コンセプトづくりを担っております。また、他の協力隊員が進める事業サポートやパンフレット、イラストデザインなどを引き受け、イメージ戦略の中心的な役割を担っておられます。

活動の現況ですけれども、この方は、昨年10月に着任をいたしております。既に、新ブランド開発のオリーブオイルのパッケージ、森のシンポジウムチラシ、大石「寿橋」リニューアルの原案など、うきはの素朴で美しい風景を古風で斬新なタッチで、誰もが立ちどまるような画風デザインが創作されております。

今後の課題であります、うきは丸ごとデザインで「うきは創生」、それから、デザインで「うきはの魅力」を世界発信ということでございます。

4人の方の総括の質疑であります、お聞きしたのが、4人の方に、3年後は定住しますかということ、全員が定住しますと。うち1人は、定住するために来ましたという回答もございました。その中でも——ここは省略いたしたいと思います、お読みいただきたいと思います。

最後に所見であります、それぞれに素晴らしい人材であることに驚きました。これから、うきは市が地方創生に向け、独自の戦略展開に欠かせない存在として期待をしたい。また、それぞ

れの活動と成果が職員にも刺激となることも有意義な存在だと思っております。

後日、4人のプランナーとお会いをいたしまして、業務上の環境や今後の取り組み課題等についてお尋ねをいたしております。共通して、毎日が楽しいとの回答でございました。特に採用に当たっては真摯かつ丁寧な説明を受けておりましたので、周囲の配慮もあり、気持ちよく実務に向かうことができますということでした。

その中で、他の自治体では説明が不十分で、自分のイメージと違ったということで辞職するケースがあるようにお聞きをいたしております。

新年度にはさらに4人の協力隊が加わる予定でございます。3年間の限られた期間であります。うきは振興の起爆剤となり、後世に語り継がれる成果を自身のためにも発揮されんことを願っております。さらに、うきは市地域おこし協力隊が全国に広がる地域おこし協力隊の拠点となって九州、全国にうきは結集を呼びかけることも、うきは振興の一策ではないかとブランド推進係にも進言をいたしております。

以上が報告でございますが、最後に、文教委員会の皆さんに御出席いただきましたが、質問時間がとれなかったことを、この場をおかりして、お断りをして報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会から閉会中の調査報告をいたします。

平成26年第5回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し入れの所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告をいたします。

テーマは3つありました。1つ目が、さきの12月議会で、いわゆる条例廃止に伴いまして、施設廃止が決まりました老人福祉施設——何か所かありますが、これの廃止を承認したときに委員会としては附帯意見というのをつけておりました。いわゆる施設の跡利用については十分関係者あるいはその地域の了解を得ること、理解を得ることという附帯意見をつけておりました。そこで、改めまして厚生文教常任委員会といたしましても、現在まだ建物はあるわけですけども、その視察そして調査を行ったところであります。

それから2つ目が、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育のうきは市の課題について、

さまざまな指導員の方々からも要望等が出されておりますので、今後のうきは市の学童保育についての事業調査をするに当たり、他自治体の視察研修を行いました。

それから3つ目として、RDF施設、いわゆる耳納クリーンステーションの、これが大牟田のリサイクル発電所の操業延長にかかわって耳納クリーンステーションも操業延長ということになっております。そのことについて、関係区の千代久区から、いわゆる懇談という形で意見を聞いてください、意見を交わしたいという申し入れが議長を通じてあっておりましたので、その調査、意見交換を行いました。

以上、3つです。

まず、老人福祉施設廃止に伴う跡地活用についてであります。

本年1月9日金曜日に調査をいたしました。各調査場所は老人福祉センター及び社会会館、いわゆるちかぜ、それから老人憩いの家、それとゆうゆうセンターの3施設であります。冒頭にも申し上げましたが、この施設は、3つとも、もう既に廃止が決まっております。しかし、やはりそれぞれ今まで老人福祉に対して重要な責務というか、施設自体は老人福祉に非常に貢献してきた施設でもありますから、これを廃止するについては、やはり簡単に取り壊してしまう、あるいは廃止してしまうということだけではなく、地域の理解、あるいは関係者の理解を十分に得てほしいという附帯意見をつけておりましたので、それを前提とした調査を行いました。

全体3つを見た感じではありますが、やはり、特に、ちかぜあたりについては2つの建物がくっついた状態、言葉は悪いんですが、いびつな状態を保っておるといふか呈しております。やはり、このことについては、老朽化あるいはいびつさからも、これに再投資するのはやはり疑問だろうということでありました。

ただし、2つ目に書いておりますけれども、ここは非常に景観がよいと、特に筑後川、西のほうを見ますと筑後川に映える夕日、特に夏場ですね、初夏から夏場あたりは非常にすばらしい景観を呈しておりますので、これを何とか有効活用する方法はないのかということ、例えば、簡単な足湯とか、写真撮影のスポットとして整備したらどうだろうかというような意見が出されました。

また、場所柄、横には筑後川河川敷のパークゴルフ場や少年ラグビー、あるいはマラニックなどスポーツの後の温泉という位置づけで、健康づくりなどの活用を検討することはできないかということでもあります。

それから、また別の意見としては、筑後温泉は各民間の旅館ホテルでは幾つか温泉のボーリングをやり直し、もちろん投資してるんですけども、いい泉質のお湯が出てくるということでもあります。そういった、いわゆる基金の活用をして、再ボーリングをするということも考えられないのかという意見も出ました。

老人憩いの家については、これほうきは市の角間、原鶴のちょうど反対側ですけれども、あそこにある施設ですけども、見たところ非常に建物はまだしっかりしていると、ただし、ボイラーの故障で温泉、お風呂が使えないということで、現在、近くにありますニュー筑水荘との協定でお風呂を利用させてもらっております。そういったものを足がかりとして、民間にでもこの施設を活用する方法を考えることはできないのかというような意見が出されております。

それから、ふれあい荘、いわゆるゆうゆうセンターについては非常にお風呂に入る前の部分について、非常に工夫が必要ではないかと、出入口がわかりにくい、狭い、目立たないなど、いろいろあります。それから、駐輪場の整備なども考えてみたらどうだろうか。それから一番ポイントになったと思いますけれども、あそこは大きな、180畳の大広間がございます。ただし、幾つかのグループが大体毎日占領しているというような状況もありますので、なかなか新しいグループというか、新しい方がお風呂に行く、休息室を使うというのがしづらいという意見が出ております。そこで、やはりあれだけの広いスペースですので、何か簡単なつい立てでも立てて、それぞれの小グループが気兼ねなくお互い利用できるような工夫が必要であろうという意見が出されております。

それから、ふれあい荘に今後、老人福祉施設というか、温泉施設が集約されるわけですけども、そういうことになれば、施設自体はうきは市の中で1つという考え方でいくと、今度は逆に狭いということも出てきます。そういったことで日割りをしてでも市民が来られるような交通の便宜を図らねばならないのではないかとというような意見が出されました。

2つ目、いわゆる学童保育の事業について、昨年9月議会後からのずっと課題でありましたけれども、ようやく今回、視察が実現いたしました。佐世保市に、2月2日に日帰りで行ってまいりました。佐世保市は非常に、うきは市と比較すると人口は26万という大きな市でありますので、学童保育数も——一番最後に佐世保市とうきは市の比較の表を載せておりますが、うきは市は学童保育所は9つ、佐世保市は48、現在あります。特に、71人以上の学童保育所というものも1つあるというような状況もあります。ただ、うきは市の悩みを解決するということまではいってないんですけども、逆に言うと、やっぱり学童保育が抱えている課題というのはどこでも同じような悩みを抱えているなということを実感してまいりました。

特に、指導員さんの待遇がやはり統一されていない、あるいは、施設の広さ、あるいはその内容がやはり統一されていない、それから自治体はどこでもそうですけれども、財政的に非常に厳しいということで、新たに市の事業費を突っ込んで、学童保育所を整備していくというのは非常にどこでも苦慮している、できていないという現状がございます。そこで、佐世保としては、やっぱり民間活力をあくまでも利用するんだという方針を強く打ち出してまいりました。市は、公的には施設整備を負担しない方向であると、そういったことで、みずからが施設を準備できる児童

クラブを募集して、それを事業として進めていくということでありました。

それから、学童保育の、いわゆる施設はどういったものを利用するか、一番考えやすいのは学校の空きスペース、余分なスペースといいますか、それを使うのが一番いいと、すぐに感じるわけですが、やはりここには行政の壁というか、学校は文科省の管轄でありまして、学童保育については厚労省の管轄、そういったことで、どうしてもこの2つの行政の壁に挟まれて、阻まれて、簡単には学校の空き施設を利用することがどこもできてないということを実感いたしました。しかし、これはそれぞれの行政が英断をもって決断をすれば、何とかそこは、壁は取り払えるのではないかということを実感してきたところでもあります。

それから、さっき言いました指導員の待遇の問題ですけれども、運営主体が法人、それから保護者会の場合、うきは市の場合は保護者会が、9つとも保護者会が運営しておりますけれども、佐世保市の場合は法人あるいは保護者会と入り乱れております。そういったことで、市としても今後は統一したほうがいいのではないかというふうな回答も得ております。

それから、学童保育希望者の受け入れについてです。さきの報告の中でもちょっと申し上げたと思いますが、少子化の流れの中で学童保育の希望はふえているという、相反する実情がございます。これについては、隣の誰とかさんが行ってるからうちの子もやるというような学童保育の実態というのもありますけれども、基本的には、佐世保市の場合ですけれども、保護者の就労欄に職場名が入ってなかったら、もう学童が必要な家庭とは言えないので該当しませんという回答をしているということですが、逆に言うと、就労欄に、いわゆる働いているという証明があったとしても、働きながらも学童保育にやる必要はないという方もおられるわけですから、その辺の仕分けといいますか、精査して、学童保育が本当に必要な子供をどういうふうに見分けていくのかということがまだまだ課題であるというのがわかりました。

それから、佐世保市については1人当たりのスペースが畳1枚、1.65平方メートルという基準は、佐世保市の場合は満たしているということで、非常にうらやましいなということを感じてまいりました。

それから、指導員会の横の連絡といいますか、それについては保護者会で運営している学童クラブについては協議会をつくっているということでもありますけれども、48の学童保育の指導員会を束ねる連絡協議会的なものはまだありませんということで、今後の課題であろうと。ここには載せておりませんが、久留米市は46学童保育があるそうですが、そこではもうやっぱりちゃんと横の連絡をして、連絡協議会的なものもあるということで、今後は久留米市の場合も調査する必要があるのかなというふうには感じております。

学童保育のうきは市の課題については、市の主導による指導員待遇の統一化、いわゆる給与水準、福利厚生などを踏まえた統一化が必要であろうと、国の基準に基づく施設基準の充実と統一化が

必要であろうと、それから、今申し上げましたが、指導員さんたちの横のつながりの促進、連絡協議会等の設置が必要ではないかと、それから障害児の受け入れの対応と施設のバリアフリー化が今後の課題ではないかということで、学童クラブについては以上のような研修の結果でありました。

3つ目、耳納クリーンステーションの操業期間延長について、1月15日には、まず、これは前段として千代久区から議会に対し懇談の申し入れがあっておりましたので、まずは市のしっかりした方針、市長の考え方、市長は、うきは久留米環境施設組合の組合長でもあられるわけですので、まずは市のしっかりした考え方を聞こうということで、1月15日に委員会室において市の考え方を聞いております。それを踏まえて、2月7日、耳納クリーンステーションの現地で施設の見学、それと千代久区との懇談会を持っております。

一番課題でありましたのは、大牟田のリサイクル発電所の公債費負担が平成29年度で終了するというに伴い、現在のRDFの処理費、1トン当たり1万1,200円は平成29年度償還終了すれば、その後は7,800円程度に下がるであろうということ。それから、うきは市についても、耳納クリーンステーションについては、平成31年度をもって公債費負担が終了します。そのことによって、ようやくその時点でそれぞれ財政負担が軽くなるということで、財政負担の軽くなってからこそ、この施設を有効に使っていきたいというような市の、あるいは環境施設組合の方針でもあるということで、そういった意見を聞きました。そういった市の考え方を確認した上で、千代久区との懇談を行いました。千代久区の見解としては、ここに、5ページになりますが、ここに列挙しております、千代久区としては、以下の理由により耳納クリーンステーションの15年間の操業延長に同意することを決定したということで、その決定した理由についていろいろ書いております。

それから、当日、千代久区から懇談の席で出された意見をここに列挙しております。ごみという問題を考えると、やはりこれは旧3町、田主丸、吉井、浮羽、3町の市民みんなの問題ではないかということで、ごみということをもう少し——この後にも書いておりますけども、ごみ処理場がいわゆる迷惑施設という考え方ではなく、やはり自分たちの生活、毎日生活していく上で必要不可欠の施設であるので、やはり共存共栄を基本に考えていくべきではないかということ、つまり、久留米市田主丸、そしてうきは市の市民みずからがこの問題は自分の問題として捉えていくべきではないかというような意見が出されております。

当日その後、うきは市議会のほうからの出された意見については、出されたというか発言がありました意見についてはここに考えておりますが、施設建設時のさまざまな問題を考えると、まずは、関係7区の方が延長に対して前向きな理解を持っていただいた上で、総意を大事にしていかなければならないと思うという意見、町なかのごみの問題については、町の中には余力の土地がな

い、いわゆるスペースがないということで、ごみ問題で——町なかにごみがぼんと出してあって見苦しいというような話も出ました。そういったことでの御答弁なんですが、ごみ収集とそのあり方について、これを契機に声を伝えていくべきだなという意見が出されました。

また、今回、このRDF施設については、うきは市は15年延長という方針を出されておりますが、このうきは市の方針、それと、いわゆる当初あれをつくるときに関係地域、7区との協定が結ばれておりますが、いつまでも関係7区との協定だけでこの問題を捉えるのではなく、市民がやはり自分の問題として、いろんな市民が参加するような、今では延長にかかわる問題なんですけども、この施設の延長については市民みんな考えていくような方策を考えるべきではないかというような意見も出ております。

それから、ごみは一応、年間1万4,000トンぐらいで、現在はRDFに持ち込まれるごみの量は1万4,000トン前後で推移しておりますけれども、将来的には、久留米市は現在、宮ノ陣に焼却施設を建設中でありまして。もちろん、久留米市は、勝手にうきは久留米環境施設組合から抜けることはありませんよとおっしゃっておられますが、やはり、状況次第ではどうなるのかわからないと、もし、田主丸、いわゆる久留米市が抜けるということになったらどうなるのか、そういったことも勘案しながら、このRDF施設のあり方というのも考えていくべきではないかというような意見も出ております。

また、下のほうにも、RDF施設自体が雇用も生まれているということもPRしていきたい。あるいは市の財政状況からも、当初47億円余りも投じた施設をできるだけ大事に、長く使っていくべきではないのかというような意見も出されました。

この懇談会につきましては、結論というか、厚生文教委員会としてのまとめというのはしておりません。と申しますのは、あくまでも千代久区の意見を聞くという懇談の場でありましたので、そういったことで、このことについては、厚生文教常任委員会としては答えを出していないというようなことでございますので、ぜひとも、その辺につきましては御了解をお願いしたいと思います。

以上、厚生文教常任委員会の閉会中の調査報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 1点だけ、議会報告、これの中で、多分、千代久区だったと思います。RDFとそのがん、がんの因果関係を何か意見が出とったですね。この報告書見たら、それはなかったですか、これは。全く出なかったということですか。

○議長（岩佐 達郎君） 大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） その問題は、その他の地域からそういった意見が出たと

いうことは、報告も私たちは受けております。ただ、千代久区との懇談の中では、そのことはテーマになりませんでしたので、ただし、私たちは確かにそれが原因とかそういったことじゃなくて、がんの例が近くで、7例やったですかね、合計で。6例か7例、あるが因果関係はどうかという意見が出てるということは承知しております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を11時15分より再開します。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第7 議案第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 議案書の1ページです。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市少人数指導特別教員条例（平成22年うきは市条例第3号）の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、議会の承認を求めます。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

2ページに専決処分書、3ページ、4ページに改正の内容を掲載しております。条例の新旧対照表については1ページ、2ページのとおりでございます。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が12月の福岡県議会で可決をされまして、平成26年12月25日に公布され、平成26年度の教職員給与表が改正されました。県費常勤講師との均衡を図るため条例改正を行うものでございます。

この給与表の金額につきましては、1,500円から2,200円の増額になっております。平成26年度において少人数指導特別教員は御幸小学校2年、福富小学校1年の2名を配置いたしております。この改定により、27年1月からの給与の改定、また施行規則にもありますように、

平成26年4月1日から適用ということですので、4月から12月分までの給与の差額、また一時金の追加支給が発生いたしますので、専決処分といたしました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は可決することに決しました。

日程第8. 議案第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、議案第3号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の59ページをお願いします。

議案第3号平成26年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,821万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億6,719万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。67ページをお願いします。

歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税83万6,000円の減額補正です。補正後は8億6,559万8,000円となります。これは、平成26年12月末の調定額より収入見込みにより補正を行うものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税388万円の増額補正です。補正後は3,819万4,000円でございます。これも同じく、平成26年12月末の調定額から収入見込みにより補正を行うものでございます。

次に、69ページをお願いします。

3款1項1目療養給付費等負担金2,821万円の減額補正です。補正後は7億6,800万6,000円でございます。療養給付費負担金1,844万1,000円の減額、介護納付金負担金8万円の減、後期高齢者支援金負担金968万9,000円の減額補正です。これは平成26年度負担金の額の確定によるものでございます。

3目特定健康診査等負担金85万円の減額補正です。補正後は466万7,000円です。平成26年度負担金の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目療養給付費等交付金4,450万円の減額補正です。補正後1億6,249万6,000円でございます。平成26年度交付金額の見込みによるものでございます。

次のページです。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金246万円の減額補正です。補正後の額は2,843万5,000円です。

2目特定健診等負担金94万1,000円の減額補正です。補正後の額は457万6,000円でございます。交付決定通知により補正するものでございます。

次、72ページをお願いします。

7款1項1目共同事業交付金551万6,000円の減です。補正後1億2,317万2,000円でございます。国保連合会からの平成26年度分の交付金の額の決定による減額を行うものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金2,278万9,000円の増で、補正後の額が4億8,468万5,000円です。これも同じく国保連合会からの平成26年度分交付金額の決定により増額を行うものでございます。

次のページ。

9款1項1目一般会計繰入金でございます。1億687万円の減です。補正後の額が3億

8,979万4,000円です。今回の補正で生じた収入と支出のバランスをとるための補正でございます。繰り入れにつきましては毎年度でございます。これは、必ずしも繰入金全額を支出するものではございません。

次のページをお願いします。74ページです。

11款1項1目一般被保険者延滞金です。150万円の増です。補正後の額が150万1,000円でございます。

11款3項1目一般被保険者第三者納付金です。380万円の増額です。補正後が880万円で、これにつきましては、交通事故等の第三者行為による納付金でございます。

次に、歳出です。

76ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費139万4,000円の減額で、補正後の額が3,927万1,000円です。標準保険料試算データ作成委託料58万4,000円の減。国保システム改修委託料81万円の減でございます。これにつきましては、当初業者見積もりより、これは全国標準的なものでありましたので、安価でできたためによる減額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費です。19節7,000万円の減額補正です。これは平成27年2月分審査分までの見込み額を試算し補正するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、19節3,703万円の減額補正です。これも同じく2月分までの審査見込みより試算して補正を行うものでございます。

3目一般被保険者療養費、財源組替によるものでございます。

4目退職被保険者等療養費、19節57万円の減額補正です。これも同じく27年2月診療分までの見込みより補正を行うものでございます。

78ページをお願いします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費です。19節1,000万円の減額補正です。これにつきましても2月分までの見込みより補正を行うものです。

2目退職被保険者等高額療養費、19節650万円の減額補正です。これにつきましても、2月分までの見込みにより補正を行うものです。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、19節80万円の減額補正です。これも同じく2月までの見込みにより補正を行うものです。

4目退職者被保険者等高額介護合算療養費40万円の減額補正です。これも同じく2月分までの見込みにより補正を行うものでございます。

次のページ、2款4項1目です。出産育児一時金19節630万円の減額補正です。

次のページです。

3款1項1目高齢者支援金、財源組替によるものです。

次のページ。

4款1項1目前期高齢者納付金、19節29万7,000円の減額補正でございます。

次のページをお願いします。

6款1項1目です。介護納付金の財源組替によるものです。

次のページ。

7款1項1目高額医療費拠出金です。19節983万9,000円の減額補正です。これは共同事業医療費拠出金の額の確定により減額をするものです。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節交付金824万5,000円の減額補正です。これは保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定により減額をするものです。

次のページ、をお願いします。

8款1項1目特定健診等事業費683万9,000円の減です。補正後2,412万円です。4節社会保険料40万4,000円の減、7節賃金132万円の減です。これは保健師を募集いたしましたけど、月額での雇用が見つからないため、日額で、月10日程度で雇用いたしました。それによる減額でございます。13節委託料、特定健診委託料511万5,000円の減です。

11月末までの支払い額により最終見込み額を勘案して減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 収支見込みによる減額補正が主だと思いますけれども、問題は滞納の徴収です。

67ページでありますけれども、まず、一般被保険者国民健康保険税で、滞納に対する増額補正がなされております。例えば、4番の医療給付費分滞納繰越分、12.1%の増額ということで320万円、6番目の介護納付金分滞納繰越分が80万円ですか、増額になってありますけれども、合わせても、これ、3,500万円ぐらいしかないわけなんですね。ところが、滞納というのはもっとたくさんあるわけですよ。したがって、それに対する処置はどうされるのか、もうそれだけしか滞納が見込めないということで、こういう予算を上げているかどうかということとあります。

例えば、一般被保険者でいきますと、滞納というのは高齢者の支援のほうでも過年度分が2,426万8,887円というような状況であったわけですね。それから、介護納付金については2,267万9,114円ということで、合わせますと、約5,000万円ほどの滞納があるわけですね。これを過年度分ですから、今申し上げるのはですよ、したがって、いわゆる24年度

分等を加えますと、もっとたくさんの滞納があるわけですが、これに対して非常に低い数字に抑えられてありますが、この理由について1点お願いしたいと思います。

それから、一般会計繰入金ということで、73ページですか、補正額1億687万円という減額になってありますが、これはどこかで歳入がふえたということで減額するのですね。それまでは、一般会計からの繰り入れが、4億9,600万円という予算を計上しておったわけですよ。それ、1億円も減らすということが、どこかで収入の改善がされたから一般会計の繰り入れが要らなくなったということだろうと思いますが、その理由ですね。

それから、75ページで、第三者行為による納付金というのが380万円ほど増額になってありますが、当初予算と合わせますと、これ、880万円ということですが、件数は何件あるのですね。例えば、交通事故当たりで国民健康保険を使わせてもらうということで、そのために納付金が生じるということがありますが、件数は何件増加したのか。当初は、何件見とって、そして76%というのは何件増額になったかどうか、お願いしたいと思います。

それから、79ページで、出産育児一時金というのが630万円減額になってるわけなんですよ。というのは、当初予算で60件予定してあったけれども、つまり15件のマイナスということですが、対象者がなかったのか、あるいは、こういう出産育児一時金というのを、交付漏れがあってこういうようなことになってるかどうかですね。問題は60件あったのが45件になってありますからね、なぜこのように当初と違ったかということでもあります。

それから、次の80ページで、後期高齢者支援金というのが財源組替でありますけれども、その財源のところ国県支出金1,084万9,000円というのが減額になってるわけなんですよ、1,084万9,000円。ところが、減額になったのは69ページを見ていただくとわかりますけれども、いわゆる後期高齢者支援金の負担金というのは、いわゆる国庫負担金が968万9,000円減額になっておる。968万9,000円の国庫負担金が減額になっているのに、こちらでは1,000万円からの国庫支出金が減額になっておりますが、これはどういう理由でこのように国県支出金がふえているのか。実際、69ページの後期高齢者の支援金の額と、この国県支出金の額が違ってる。その違いは、一般財源のほうに回ってくるわけですから、これらについてわかったら説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 1点目の歳入の滞納繰越分の件でございます。

これにつきましては、徴収対策室と連携して徴収に対策をしているところでございます。これにつきましては、今年度収入見込み額を収納率と見まして、こういった収入見込みがあるということで補正をするものでございます。確かに、滞納額としては大きな額がございますけど、今回、そういった収納率と今年度の収納見込みを計算して、こういった補正をしているところでござい

ます。

それから、73ページの一般会計の減の理由でございますけど、今回につきまして1億円程度の繰入金の減額の補正をしているところでございますけど、これは収入と支出のバランス、そういったものをとるために、今のところこういった繰入金の必要があるということで、今回、収入のバランスをとるために下がっているところでございます。

それから、75ページ、第三者行為でございます。

これにつきましては、件数は9件でございます。現在、881万7,769円の収入が見込まれるところでございます。

それから、79ページの出産育児一時金の件数でございます。

御指摘のとおり、当初60件を予定しておりまして、交付漏れとかではなく、3月までの——今年度の実績と3月までの見込みを計算しまして、15件の減ということで計上させていただいております。

それから、80ページ、後期高齢者支援金の財源組替の件でございますけれども、これにつきましては、当初の予算で振り分けておりましたけど、当初、こういった財源を分けておりましたけど、今回の全体を見直しまして、こういった財源組替をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 滞納繰り越しの補正額の件なんですけれども、一応、当初予算の数字が、もとの数字があります。それに徴収対策室として徴収の努力をした分がこれに補正額で上乗せをしている数字でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 滞納繰り越しですけれども、例えば24年度の繰り越しはわかるわけです。まだ、日が浅いからです。したがって、25年度決算で申し上げておりますけれども、そういう若いのは徴収しやすいと思うわけですよ。ところが、過年度分で古くなりますとなかなか徴収が難しいということになるわけですよ。過年度分で、5年経過しますと、これは地方自治法の規定によって時効ということで、もう無効になるわけですよ、5年経過しますとね。

それ以外に、徴収免除ということを3年制度がありましようが。この中には3年制度が、どの程度、皆さん方適用になってるのかどうかということが知りたいわけですよ。3年経過しますと、猶予が3年経過しますと、5年じゃなくて3年で、もう徴収が無効になりますから、大変滞納額が上がってくるわけですよ。

例えば、療養給付費でも同じですが、26年度に繰り越してる金額は1億9,172万

7,000円というとてもない金額です。国保会計で合計しますと2億6,302万9,397円というのが26年度に繰り越してありますよ。この中に、いわゆる免除したために26年度で期限が切れるのがどのくらいあるかということなんです。それが言い換えれば26年度の不納欠損で上がってくるわけでしょうが。このように滞納繰り越しがいっぱいありますということをやっているけども、この皆さん方が出してる資料というのは、あくまでも滞納繰り越しでありますけれども、免除になってる、徴収免除になってる金額まで上がってるわけでしょう。それが3年経過しますと、時効が5年ですけど、3年経過しますと、もう徴収不能ということで、これは不納欠損処分をやっておりますから、私どもは、この26年度への繰越額がそのまま読み取れんわけですよ。これだけ滞納があるけれども、果たして26年度にとれるかということとれない金がこの中に入ってるということなんですよ。

そういうのが把握ができてるかどうかということをお願いしたいと思います。

いわゆる滞納繰り越しの中で、徴収免除をやっている件数等がわかれば、当然、それに伴う金額が出てくるということになりますから、これはひとつ出していただきますようにですよ。きょうは、出してなかったら数字は答えられないかもわかりませんが、こういう実態が、財政の健全化を図るためにはぜひ必要でありますからお願いしたいと思うわけなんです。

それから73ページです。

一般会計繰入金というのは、これは必要があるから一般会計から繰り入れやっています。そういう予算処置をしてあります。それはわかりますよ。ところが、今度は1億600万円から減額になってありますから、その減額の理由はどういうことですかということをお尋ねしてるわけです。一般会計から繰り入れなきゃ、国保会計はやっていけないというのはわかる。ずっと今までも、国保会計についても一般会計から繰り入れやってくるわけですよ。だから、例えば平成25年度まででいきますと、国保会計には27億5,882万3,000円、27億円という金を国保会計には繰り入れしてるわけですよ。ところが、予算上はそうしておったけれども、今度1億円減ったということですから、その歳入の見込み、あるいは財源はどうなってますかということをお尋ねしてるわけですよ。

一般会計から1億687万円は繰り入れせんでもやっていけるという予算になってありますから、それはどういう理由からこうなってますかということですよ。

それから、後期高齢者支援金です。

高齢者の支援金について、先ほど申し上げたように、この80ページでは1億849万円の国県支出金のマイナスが出てありますけども、実際69ページではそうじゃないんじゃないですかと。この違いは何ですかということをお願いしてるわけ。69ページの国庫負担金については、後期高齢者支援金負担金というのは国からの負担金ですよ。968万9,000円マイナス

になりましたという資料が出てるでしょう。それを持ってきて、こちらのほうでは、いわゆる1,000万円からの財源組替をやっておりますから、どういう理由ですかということをお尋ねしてるわけです。

以上、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） まず、時効の関係ですけれども、5年と言われるのは、何もしなければ5年の時効を迎えるという形になります。当然、時効に至らなくなるように、徴収には努力して、誓約なり一部納付、あるいは差し押さえ等で時効の中断を図っております。また、執行停止につきましては、地方税法の第15条の7に基づいて、財産のない生活困窮者とか、そういう部分について毎年、執行停止をかけております。当然、停止をかければ3年で消滅を迎えますので、その分は、年度ごとに停止をかけて財務処理、欠損という形をしております。ただ、26年度については、今、最終的な調査をして停止の案件を出しておりますので、その辺の件数まではまだ出しておりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 73ページの一般会計繰入金の歳出の件でございます。

この補正後、全体では3億8,979万4,000円でございますが、その内訳、法定内としては2億8,956万8,000円、法定外は1億22万6,000円というふうに今のところ予定をしております。

これにつきましては、先ほど1回目に回答いたしましたように、収支と支出のバランスをとるために、こういった一般会計からの繰り入れがこれだけ必要ということで補正をさせていただくものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 73ページの一般会計繰入金が減った理由ということで、その主な要因でございますが、補正予算書の63ページのほうで保険給付費、これが1億3,160万円ほど減額になっております。したがって、主な要因としては、この保険給付費が下がったことによってその分一般会計からの繰り入れが減ったということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は可決することに決しました。

日程第9 議案第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、議案第4号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の85ページをお願いいたします。

議案第4号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ293万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,470万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。91ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金293万8,000円の減です。補正後は1億4,385万円でございます。歳出の後期高齢者医療広域連合の納付の額確定により減額となったものを今回減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金補正額293万8,000円の減です。補正後の額は4億1,822万6,000円でございます。平成26年度の納付金の額の確定により減額をするものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案第5号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の93ページをお願いいたします。

議案第5号平成26年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、98ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費、27節公課費272万円の増額補正でございます。内容としましては、消費税等の納付金の支払い実績に伴い予算不足が生じたために補正をするものです。下水道の消費税につきましては、下水道使用料で預かった消費税から下水道工事等で業者に支払

った消費税を差し引いて納める消費税額が決定するわけでございますけども、平成26年度の消費税の支払いにつきましては、平成25年度分を平成26年9月に確定申告を行いました。その結果、977万4,700円の消費税納付が確定しまして、その税額を納付してきました。その確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合、中間申告をしなければならないことになっております。平成26年度につきましては、12月、それから3月の2回分の中間納付が必要になっておるところでございます。中間納付税額につきましては、直前の課税期間の確定消費税額の4分の1となっております。これに対する不足分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、99ページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費、19節負担金補助及び交付金寿橋架橋工事費負担金として5万2,000円の増額補正です。新たな寿橋に下水道管を添架するために、県に対する工事負担金となっております。この負担金の算出につきましては、橋梁の上部工の工事費に対し上部工の荷重に対する市の下水道管の重量割合による負担金の算出となっております。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費277万2,000円の減額補正です。財源調整によります補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 98ページで消費税等の納付金がふえてありましたが、今、説明では、いわゆる使用料の納付税、税額ですね、それから工事の発注額を差し引いた分を納めなきゃならないということになりますと、以前は消費税の還付金というのがあったけれども、今はないということですか。差し引いてるからですね。使用料から工事発注の消費税を差し引いた残りが消費税の還付金ということで今までやってきよったですね。ところが、今の話でいくと使用料の消費税から発注の消費税を差し引いてるから、もう還付はないということになると思いますけれども、その点お願いしたいと思います。

それから、申告ですね、26年9月ですか、977万4,000円ということですが、それから400万円を超えて4,800万円の場合は中間申告が必要だということですが、いわゆる予定納税制度がとられてると思うわけですよ。予定納税制度ということになりますと、納め過ぎてあったら、当然それは返ってくるということになりますけれども、そういう制度はどうなってるのか、消費税を納め過ぎとったら——当然予定申告ですから、申告して、一般も同じです。予定申告やっとして、そして3月15日までに確定申告やりますと、いわゆる納め過ぎておったら

還付されるということになります。そういう制度は、これについてはどのようになってるか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 消費税につきましては、先ほども申し上げましたように、使用料でいただいた消費税、それから工事等でうちが支払った消費税の相殺で納付か還付かが決定するわけです。これまでは下水道も工事のほうが、結構大きな工事をしてきたわけですので、その収支で還付ということになってきておったわけですが、下水道工事につきましても大体終盤を迎えておりますので、今後は還付じゃなくて納付のほうに転じていくものと思っております。

それから、今、予定納税の関係が出ました。この中間申告は、まさにその事前に支払って、事前に予定納付をしておって来年9月に確定申告をしまして、今まで中間で納付しようとしておった分と確定した税額を相殺して、還付なり追徴、そういった形での納付となります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第6号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第6号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の101ページをお願いいたします。

議案第6号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万4,000円を追加、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,878万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、105ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更、起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、限度額を70万円減額しまして1,030万円に補正をするもので、起債方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続いて109ページをお願いいたします。

歳入3款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金160万3,000円の増額補正です。理由としましては、国庫補助金の内示によります補正でございます。当初予算としまして308万7,000円を計上しておりましたけども469万円の国庫補助の内示がございましたので、その差額160万3,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金15万1,000円の増額補正です。これにつきましても、県補助金の内示による補正でございます。当初予算としましては、7人槽15基分として117万3,000円を計上しておりましたけども132万4,000円の内示がありましたことから、その差額15万1,000円を増額補正するものです。

次のページをお願いします。

9款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業債70万円を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費、財源組替によります補正でございます。ただいま説明いたしました補正予算の110ページの歳入、4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金の増額分15万1,000円を充当するものでございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目浄化槽建設費、15節工事請負費102万1,000円の増額補正でございます。

当初予算では7人槽15基分として1,564万5,000円を計上しておりましたけども、これまで10基の浄化槽の設置をしてきましたけれども、新たに7人槽、18人槽、35人槽、それぞれ1基の浄化槽設置の申請があったことから、この不足分の増額補正をするものでございます。次のページをお願いします。

4款1項1目予備費3万3,000円の増額補正です。財源調整による補正でございます。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる、循環型の社会形成推進交付金ということで160万3,000円ということですから、当初予算に比べますと51.9%の増額になってるわけなんです。

それと、次のページに浄化槽市町村整備推進事業費県補助金というのがありますが、これが大体、工事費の3分1が補助ということであったわけですね、言いかえればですよ。だから、国のほうの国庫補助金が308万7,000円、当初がですね、これに対して38%の117万3,000円という補助金をいただくようになってたわけです。今度、国が160万3,000円になったけれども、こちらのほうは、これに対して9%しか補助がないということですが、こういう補助率が変わったのかどうかということです。以前は3割補助ということであって、これは1割しか補助があってありませんけれども、その辺の変わった理由ですね、わかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 浄化槽の国庫補助金につきましては、今、議員のおっしゃるとおり、国庫補助金の場合3分の1、それから県補助金の場合については7.5%という補助率になっております。この金額が3分の1になってないということですけども、これにつきましては平成22年度から平成25年度分の過剰分を年度間調整ということで差し引いておりますので、ちょうど3分の1の金額にならないということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第16号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第16号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会委員の任命についてでございますが、うきは市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めます。住所、氏名、生年月日、職業の順に読み上げて御提案をさせていただきます。

うきは市●●●●●●●●●●●●●●、内山勝之、昭和41年1月27日生まれ、職業は会社役員でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

午後 1 時 29 分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第 1 4、議案第 2 0 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 1 4、議案第 2 0 号浮羽老人ホーム組合規約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の 1 0 ページをお開き願います。

議案第 2 0 号浮羽老人ホーム組合規約の変更についてであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、浮羽老人ホーム組合規約を別紙のとおり変更する。平成 2 7 年 3 月 5 日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由といたしまして、浮羽老人ホーム組合に置く監査委員の 1 人を、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから選任するよう変更することに伴い、浮羽老人ホーム組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次のページのほうをお開き願います。

浮羽老人ホーム組合規約の一部を改正する規約。

浮羽老人ホーム組合規約の一部を次のように改正する。第 1 0 条第 2 項中「組合の議員のうちから」を「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合の議員のうちから、それぞれ 1 人を」に改め、同条第 3 項中「組合の議員の任期」を「識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期」に改め、同項に次のただし書きを加える。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附則、施行期日、1、この規約は、平成 2 7 年 5 月 2 日から施行する。経過措置、2、この規約の施行の際、現に監査委員の職にある者は、その任期が満了するまでの間、改正後の第 1 0 条第 2 項の規定により組合の議員のうちから選任された監査委員とみなす。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1 3 番、三園議員。

○議員（1 3 番 三園三次郎君） 第 1 0 条が改正になりますけれども、現在の監査委員は、任期はいつまでか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） ことしの5月1日までの任期ということになっております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この改正、ちょっと見てまして、今までは、現規約では組合議員のうちから2人が選任されたということですよ、これで読み取ると。改正によって、識見と組合議員がそれぞれ1人というふうに、改正でしようとするものでございますので、これは組合議員の中から2人選任することについては、法律上何ら問題なかったんでしょう、現行は。それちょっと確認したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この関係は、うきは久留米環境施設組合の規約にあわせてこのような改正を行うということで、この改正をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 組合規約の改正については手続、その他も了解をしております。ただ、現規約そのものが組合議員の中から2人ということになりますですよ、現規約は。それが、これまで規約そのものが問題なかったのか、法律上の問題は何もなかったのかをお尋ねをしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今、江藤議員の御質疑で指摘されましたとおり、この上位法であります地方自治法第196条、こちらの改正のほうは平成23年、つまり、うきは久留米環境施設組合、こちらのほうは平成23年3月のほうに議会のほうに提案されております。ただそのときに改正すべきだったというふうに、今では思っております。いろいろな手続上の関係がありまして、今回の提案となったことに対しまして大変事務手続上、いろんなことで御迷惑をおかけすることを改めておわび申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いろいろ申し上げますが、正直忘れとったということございましょうかね。それでよかったら御回答いただいて終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第21号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第21号福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書12ページをお開きください。

議案第21号福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村退職手当組合同約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

続いて、13ページです。

規約の改正内容を記載しておりますが、改正文中にありますように、同組合の構成団体である「有明広域葬斎施設組合」の名称が「有明生活環境施設組合」に変更されることに伴い、規約の改正を行うものでございます。新旧対照表につきましては4ページ、5ページに関係部分を掲載しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第25号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第25号訴えの提起についてを議題とします。

説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 議案書の17ページになります。

議案第25号訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

事件名、差し押さえ債権取り立て金請求事件。

相手方、住所、東京都千代田区丸の内2丁目1番1号、氏名、アコム株式会社、代表取締役、木下盛好。

事件の内容及び請求の趣旨、滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払い請求権を差し押さえ、相手方に対しその支払いを求めたが、期限までに納付がないため訴えにより支払いを求めるものであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 徴収税額を教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） まず、押さえている債権につきましては188万1,873円、それに利息を加えました218万5,836円を差し押さえをいたしております。また、滞納金額につきましては64万8,300円の滞納金額であります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第26号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、議案第26号うきは市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 議案書の18ページです。

議案第26号うきは市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

条例案については19ページに記載をしております。まず、趣旨でございます。

第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、これは、一般職の職務免除とほぼ同様でございます。研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号で前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会で定める場合と。第3条、この条例に定めるもののほか教育長の職務に専念する義務の特例に関して必要な事項は、教育委員会で定めると。

附則、施行期日、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置、この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正前の地方行政組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、なお従前の例によるということです。

平成27年4月1日より施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職になることから、この条例を制定するものです。現行の教育委員会委員は5名で、市議会の議決を経て、市長より任命をされています。任期は4年です。その5名より1名が教育委員会会議で教育長に選任されます。

現行の教育長は教育委員会委員としての特別職の身分と教育長としての一般職の身分を合わせて有しております。今回の法改正により、4月1日以降に新たに任命される今後の教育長は、市長が教育長として、議会の同意を得て直接任命をする特別職になります。任期は3年でございます。

経過措置を設けております。施行日です。27年4月1日に在職している教育長については、施行日以降もその委員としての任期が満了するまでは在職するということになっております。任期満了になった場合——期間満了ですね、期間満了、辞職、罷免、失職となる日以後は、新しく教育長を市長が議会の同意を得て任命をするということになります。

そういう関係で、特別職になるということから、一般職ではないということで、この条例を制定するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第27号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、議案第27号うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 議案書の20ページでございます。

議案第27号うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

改正条例案は21ページでございます。主なものだけを説明いたします。

第2条、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置、議案第26号と同じく、引き続き教育長として在職する間の給料、期末手当、対象手当及び旅費の支給については、なお従前の例によるということです。

議案第26号でも説明いたしましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職になることから、この条例を改正するものでございます。提案理由は、議案第26号と同様でございます。

教育長の給与は議案第28号で特別職の給与に加わりますので、給与についてはこの条例より削除をしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 新しく条例の制定でありますけれども、先ほど可決されました

議案第26号ともほぼ同じなんです。こっちは、第2条で勤務時間が定められている。第1条はもう前と全く同じ文章でしょう。いわゆる前の分は、教育長の職務に専念する義務の特例、こちらは教育長の勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるということでありまして、これ、なぜ1本にならんかったかということですよ。同じようなことですからね。なぜ、1本でまとめられなかったか、そういう条例の制定はだめだったのかどうかということをお尋ねしたいわけ。

なぜ、こう同じようなことを、片一方はもちろん職務に専念する義務の免除ですからね。つまり、2つを一緒にした条例がなぜ制定できなかったかということでありまして。

それから、第2条で、教育長の勤務時間その他勤務条件は、一般職の職員の例によるということですが、特別職に今度はなるわけですよ。そして、こういうことをうたってありますが、これは市長とか副市長にもこういう条例があるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） なぜ1本にならんかったかということでございますけれども、一応、改正法において——ちょっと新教育長と旧教育長という使い方になりますけれども、4月1日以降任命される教育長の職務専念義務について規定されております。新しくなる教育長は特別職であるため、一般職とは別途職務専念義務の免除等の特例を定めることが必要ということで国の指示がっております。

それと、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例につきましては、教育長の給与等の条例の根拠規定であった教育公務員特例法第16条が削除されました、この改定に伴って。それで、現行の条例についての改正が必要ということでの国、県の指導を受け、この改正をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 専念義務と勤務時間を決めてるんですからね、でしょうが。なぜ1つの条例の中でそれがうたわれなかったかということだけ、別につくれという指導があつてはるわけですか、条例2本。そういう県の指導があつて、こういうことになつてるのか。あるいは、うきは市独自にこういう2本の条例をこしらえてるのかということをお尋ねしてるわけですよ。

だから、県の指導がこうなつてる、だからその第16条はわかりますよ。改正の理由はわかります。改正の理由じゃなくて——同じようなことですよ、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を27条でうたってありますが、ここで肝心なのは第2条だけですよ。でしょう。前の条例でも、第2条の職務に専念する義務の免除だけなんですから、あとは、なぜ1本

にならなかったかということをお尋ねしてるわけですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 教育長の職務専念の義務に関する件につきましては、特別職であるため一般職とは別途、免除等の特例を定めなさいということになっておりますので、そういう指示でしております。県のほうもそういうことで定めているということできておりますので、県に従いながら、改正をしたところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 21ページの第2条、勤務時間その他の勤務条件、教育長の勤務時間その他の勤務条件は一般職の例による。これで規定としてはよろしいと思うんですが、これは特別職、さっき三園議員への答えがなかったんだけど、市長も副市長もこの規定は——これ、総務課長のほうになるんでございますかね。これは法律でそうなっているんでしょうか。これで結構なんですけども、これは教育長の勤務時間等についての拘束力はこの条文では例によるということだけであって、あくまでも目安という意味合いで特別職の場合捉えていいと思うんですが、その辺の、この例によるという1つの拘束概念と市長、副市長と同じ特別職となるということについても、その辺の整合性についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 教育長についての定めは県から、国から、それぞれに条例をつくりなさいと、改正しなさいと来てあるようです。

市長、副市長についてのお尋ねですけども、これについてはもととなる、うきは市の条例、もう御承知と思いますが、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例はございます。これはあくまでも地方公務員法の適用のある一般職を想定しております。特別職である市長、副市長については、地方公務員法上の規定はございませんので、条例の定めはございません。その必要性等については研究したいと思います。整合性、今言われる、教育長にあって何で市長、副市長はないのかということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 検討するということですが、ただ、私がいつも思うのは、この1つの条例を扱うときに、ほかの条例との関連性をどう見てるのかということに着目をなさってるかどうかということちょっと指摘しているわけです。だから、1つのことを扱うと、ほかにも関連がありはしないかという場合に、そういうものが出てくるということで、答えは検討しますになるでしょうけども、その辺を指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 新しく教育長になることにつきましては、具体的に事務執行を行うことで常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課せられることとされております。法律に直接の根拠があるわけではございませんが、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ具体的な職務に専念すべき時間の範囲が明確にならないため、教育長の勤務時間を特定する必要があるということでの指導でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 学校教育課長に、もう、この答弁要らんかったんですよ。それはもうわかった上でというのに、またあなたがおっしゃるから、総務課長は、もうそれで検討しますと言うのにまたあなたが答弁するからおかしくなったんですよ。ですから、それはわかるけども、教育長は特別職ということに移行するんだから、それなら特別職には市長と副市長がいらっしゃるから、条例を変える場合等については、その関連があるからその辺をちゃんと見てくださという指摘をしたということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第28号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、議案第28号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書22ページからですが、議案の朗読を省略いたしまして、23ページをお開きください。

うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。次の行から改正内容を記載しておりますが、新旧対象表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の6ページをお開きください。

6ページです。左側が改正案ですが、改正の内容としましては先ほどの議案第26号、議案第27号でありましたように、4月1日以降に新たに任命される教育長より特別職と位置づけられることに伴い、第1条第3号に教育長を追加し、別表についても教育長として現在の給与月額をそのまま追加するものです。なお、議案書のほう——済みません、あっちこっち行って、23ページに戻りますが、附則の2では現在の教育長の取り扱いについて経過措置を規定しているものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1つだけ確認をさせてください。教育長が特別職に移行することで、この給与等の条例に市長、副市長に教育長が加わるということになります。それで、今の例規の中で、うきは市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の中で同じ給料として60万4,000円が同じ記載に重複してなります。これはもう条例上問題ないと思うんですけども、これは、今申し上げた2つ、それぞれに教育長の給与が明記されておりますので、これは任期が終わって新たな体制になって改正されるということなのか、その確認でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 新しく特別職の教育長ができたときに対応することまで、まだちょっと検討しておりませんが、現時点で残しておる、この条例も不要かどうかという検討もしましたが、附則にありますように、現在の教育長、一般職である教育長が存在する限りはこの条例を適用しますので、こういう改正にさせていただきます。それ以降、特別職に移行すれば、どうこの条例を——廃止を含めてどうするのか、今後、検討したいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

日程第20、議案第29号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第29号うきは市社会教育集会所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書24ページからです。朗読は省略しまして、25ページをお聞きください。

25ページから26ページにかけて、4つの施設について暴力団の利用に係る制限について規定を追加するものですが、今回、うきは警察署と協議を行い、おおむね100人以上の不特定多数の者が利用可能な施設について条例の見直しを行い、規定が整備されていない4施設について暴力団の利用制限に係る事項について条例を改正するものです。詳しくは新旧対照表の7ページから10ページにかけて記載をしております。御参照よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第31号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、議案第31号うきは市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書32ページからですが、33ページをお開きください。

33ページから34ページにかけて改正内容を記載しておりますが、こちらも新旧対照表を使って説明をさせていただきます。新旧対照表の16ページをお開きください。

左側が改正案ですが、第2条の3号に行政庁の用語の意義を追加し、明確化させていただいております。また、名宛人につきましては、今回の法改正に合わせて漢字にて表記することで統一をさせていただいております。

新旧対照表の19ページの下の方から20ページにかけてですが、第33条第1項の次に第2項として、行政指導する際の相手方に対して示すべき事項の定めを追加し、第4項として電磁的記録に係る内容を追加するものです。

それから第34条の2を新設して——20ページに入っておりますが、新設して行政指導の中止等の求めについての定めを追加しております。

新旧対照表21ページですが、第34条の3を新設して処分等の求めに係る規定を追加しているものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は可決することに決しました。

日程第22、議案第34号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、議案第34号うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 議案書の39ページです。改正案については40ページ、41ページ、42ページでございます。新旧対照表については34、35、36ページを参照いただきたいと思います。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が12月の県議会で可決され、平成26年12月25日に公布されました。その中で、平成27年度の教職員給与表及び手当額も改定されました。県費常勤講師との均衡を図るため、条例を改正するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 40ページを見ますと、せっかく、専決処分で給与が改定され

ておったのが、今度はまたこれ下がってくるわけですかね。確かに今のは12月に交付されたわけですね。さかのぼって適用でありましたけど、26年4月1日にさかのぼって適用されたけども、実質的には27年4月1日からは、この別表第1、22万4,400円というのがこれ200円下がるわけですね、言いかえたら。その下が800円、一番大きいのにになりますと26万9,700円ということになると5,400円下がりますが、これは地方公務員法の人事院勧告に基づいての改定ではないような気がするわけなんです。人事院勧告では全て上がってるけれども、これが下がるというその理由、何で下がってるのか。

それから41ページのほうで、別表第2のほうは、例えば学校管理下において非常災害時等の緊急業務が6,400円だったのが8,000円ということで1,600円ほど上がってあります。その下が6,000円が8,000円ということで2,000円上がってありますが、こちらは上がっているけれども、肝心の給料相当額が下がってありますが、これについて説明を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 福岡県の職員の給与につきましては、福岡県人事委員会の勧告により改定を行っております。福岡県人事委員会のほうで平成26年度給与についても改定を行っておりますが、平成27年度につきましては、給与制度の総合的な見直しのため改定をするということになっております。給料表については平均2%減の改定をいたしております。しかしながら、2015年以降、地域手当——福岡県は地域手当がございますが、その地域手当が上がってまいりまして、現在、福岡市以外の県内でも3.5%の地域手当をもらってますが、これが2015年度は3.75%になると。勧告によりますと、福岡市を除く福岡県内の地域手当は100分の5ということで、地域手当が増額になっているところがございます。また、単身赴任手当、管理職特別手当についても増額になってきております。また、災害時の分についても日額の手当がふえておりますし、クラブ活動に伴う引率の分についても増額になってあるところがございます。

ですから、26年度は先ほど専決処分でご報告いたしましたように、給与の基本給については増額になっておりますが、27年度につきましては減額になると、ただし手当、いろんな地域手当についても少人数特別指導教員については支給をいたしておるところでございます。そういう県の人事院勧告に基づく条例の改正でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 福岡市とか県は独自の人事委員会というのがあられるわけですね。したがって、人事院勧告とは別に給与等の改定等勧告するわけです。

ところが、うきは市は人事院——そういう委員会ないんですよ。だから、公平委員会という

のがあったりするわけです、それにかわる公平委員会というのがあったりしますがですよ。

そこで、地域手当が上がったということですけど、地域手当は、うきは市の場合、出てないから全く関係ないわけです。地域手当が3.5%が3.75%になったとか、あるいは平成27年から100分の5になるとかということですが、そうじゃなくて、給料相当額が下がってありますから、それは何の理由ですかということ、それが、地域手当が支給されるから下がったんですか。ということになると、地域手当のないところはどうなるわけですか。うきは市は地域手当ありませんよ。下がってるから申し上げているわけです。

先ほど、専決では県のほうで決まって12月15日ですか、公布されたからそれに基づいて専決処分したということで、せっかく上がったのがですよ、ここでは下がってるわけですよ。つまり短期大学または短期大学と同等の学校でも同じこと、41ページのほうで、7年6カ月から8年8カ月の経験のある者は500円下がってるわけでしょう。その下が1,200円、一番下になると5,400円、これ下がってきますもんですからね、月額がですよ。月額が下がってくるもんですから、その理由はどういうことですかと、地域手当とは関係ないことをお尋ねしているわけですよ。何で下がったんですかということですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 改正理由の中でも申し上げましたが、県費で県から雇用されている講師もおられます。その均衡を図るために同じ金額を使うということになります。

それと地域手当の話が出ましたけれども、少人数指導特別教員につきましては、第4条におきまして、特別教員における支給賃金は給料相当額及び教職員調整額並びに扶養手当、地域手当相当額、住居手当相当額、通勤手当相当額、単身赴任手当相当額、特殊勤務相当額、期末手当相当額、勤勉手当相当額、義務教育教員特別手当相当額とするということで、うきは市の職員については地域手当はないんですけども、少人数特別指導教員については地域手当等ほかの手当も支給をしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決することに決しました。

日程第23. 議案第35号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、議案第35号うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の44ページをお願いいたします。

うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例。

うきは市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

題名中「うきは市保育所」を「うきは市立保育所」に改める。第1条を次のように改める。

設置、児童福祉法第35条第3項の規定により、保育を必要とする児童を保育するため、市立保育所を設立する。

第3条を次のように改める。定員、市立保育所の定員は、うきは市立保育所運営規則に定めるところによる。

第4条を次のように改める。保育料、保育所に入所している児童の保護者は、うきは市保育料徴収規則の定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表の37ページをお開き願います。

うきは市保育所設置条例を改正する理由につきましては、現行のうきは市保育所設置条例は保育料について第4条で、「うきは市保育所運営費保護者負担金徴収規則の定めるところによる」と規定しております。これは現行の保育料が児童福祉法を根拠としたものであり、保育所を利用する場合のみが対象であることによります。しかし、子ども・子育て支援新制度では、保育料は利用者負担額という位置づけに変わるとともに、利用者負担額は子ども・子育て支援法の委任を受けて定めるところにより、保育所のほか新制度に移行する場合の幼稚園や認定こども園、家庭的保育事業等利用する場合についても利用者負担額を定める必要が生じております。これによりまして、現行のうきは市保育所運営費保護者負担金徴収規則を全部改正し、うきは市保育料徴収

規則に改めることにしておりますので、今回、うきは市保育所設置条例の一部を改正するものがあります。

また、条例全体を再考の上、次の点についても改正するものでございます。

条例の名称、公立保育所に係る設置条例であることから、現行の「うきは市保育所設置条例」を「うきは市立保育所設置条例」に改めるものであります。

第1条の設置、改正前にある第24条第1項は、保護者から申し込みがあったときは、保育所において保育をしなければならないことを、第39条第2項は、特に必要があるときは保育に欠けるその他の児童を保育することができることを規定したものであります。一方、改正後にある第35条第3項は、市町村は児童福祉施設を設置することができることを規定したものであります。他の自治体を参考にしても、市立保育所を設置する根拠条例としては第35条第3項が適当であることからでございます。

改正前の第3条指導管理については、現在、公立保育所は国庫県費負担金の対象から除かれ、交付税措置がとられています。市長が指導管理の部分は変わらないところではあります。当該条項自体は削除しても支障はないと判断されることから第3条の定員に改正するものでございます。

さらに改正前の第4条定数及び保育料については、定数つまり定員は、公立保育所について定めるものであり、一方、保育料は市立保育所も含めて定めることが必要なため、条を定員と保育料に分割し、第4条を保育料と改めるものです。

なお、うきは市保育所運営規則の条例の名称をうきは市立に変更することに伴い、うきは市立保育所運営規則と名称変更することになります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 保育所の設置条例の一部が改正になりますが、問題は、条例では保育所になってありますけれども、保育園という名称を使っているのがありますが、これはそのままということでしょうか。条例では保育所ということですね。ところが、その実態は保育所やなくて保育園という呼び名を使ってる、呼称してありますが、これはやっぱり現行のまま、そのまま行かれるということなのかどうかですね、その辺について見解をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 児童福祉法の関係では、保育所というのが正式名称になっております。ただし、市立保育園、公立のほうも吉井地区のほうは園を使っております。また、私立のほうも保育園ということを使っておりますので、保育所、保育園という名称を現行のまま使わ

せていただきたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そうしますと、条例と矛盾するわけですね。条例では保育所とすることをやってるわけですよ。例えば、第2条では、保育所の名称及び位置は次のとおりとするということですけども、第3条では、保育所は市長が指導管理し、その経費は云々と、保育所という言葉が使ってるから、これは条例をそのようにまだ続けるんだったら、「もしくは保育園」という字句を入れてないと、第3条では保育園は入らないわけですよ——現在の条例の第3条、それから第4条も同じ。保育所に入所する幼児の定員及び保育料がと、こうやってるわけ。第5条、職員についても同じ。保育所の職員はとしてあるわけ。第6条でも同じ、保育所の所長、ここが園長を含むということになってありますから、所長もしくは園長がおってもいいことになるけれども、あとは、第5条とか第4条、第3条では、もうあくまでも保育所という条例用語になってるわけですよ。

だから、それだったらまず第2条か何かで用語の意義を定めて、保育所とは、いわゆる保育所もしくは保育園という呼び名をしてないことには条例が無視されていることになりませんが、これについては、これは福祉事務所じゃなくて、いわゆる執行部のほうの見解を求めなきゃならんということになりますよ。条例を無視したことになるからですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） ただいまのお尋ねについては、以前から、三園議員のほうから御指摘があったと思っております。

うきは市の保育所の設置条例の中に第2条名称及び位置ということで、保育所の名称及び位置は次のとおりというふうに明記しておりまして、その中に千年保育園、若葉保育園、千草保育園というふうに園の名称が書いております。お題目には保育所の名称と、保育所の名称を保育園という名称をつけておるといふような捉え方をしております。統一すべきではないかということとはございますが、今までのずっとなれがございまして、皆さんがこれに親しんでおるといふことで、たびたび御指摘を受けておるところではございますが、現状においては、保育所の名称ということで保育園という名称を使っておるといふことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、名称が使われているから第3条とか第4条、第5条で保育所もしくは園という字句を入れないことには通用しないわけですね、これだけじゃですよ。でしょうが。園というのを使ってるからですよ。保育所もしくは園というのを入れればいいけれども、第3条、第4条、第5条では、あくまでも保育所の職員とかということ園が入ってないからね、園を入れなきゃならんじゃないですかということをお願いしてるわけですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 繰り返しになりますが、第2条の中に保育所設置条例、保育所設置条例の第2条の中に保育所の名称ということで園という言葉を使っておりますので、現状のところにおきましてはこのまま保育園という名称を使っていきたいと思っております。今後、保育園等が統合されてまいりますので、その折にはまた改めて検討していくということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 2点ほどお尋ねします、ちょっと確認ということになりますけども。

第1条の設置の位置づけについて、現行の第24条第1項及び第39条第2項の内容と趣旨と
いうか、それがどういうふうに変ったのか、もう一回ちょっと確認したいということが1点目。

それから2点目が、第3条のところでは指導管理について、現行では市長が指導管理するということになってますけども、今度の新しいところで、運営規則の中ということに含まれておりますけれども、この中で、指導管理について、どういうふうにならなっているか、ちょっと改めて確認
させていただきたいと思っております。2点です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 第24条第1項は、保護者から申し込みがあったときは保育所
において保育をしなければならないこと、第39条第2項は、特に必要があるときは保育に欠け
るその他の児童を保育することができることとすることを規定いたしております。

それと、指導管理について、この分は、現在の改定前の第3条の指導管理につきましては、現
在、公立保育所は国庫県費負担金の対象から除かれております。それで、交付税措置がとられて
います。市長の指導管理の部分は変わらないところではあります、当該条項自体は削除しても
支障がないということでこの3条を削除して、第3条を削除いたしまして、別に第3条のところ
を定員に改正するというふうにしていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 第3条の件についてですけども、そういう意味では、責任の関係
については、特に変わらないということで理解していいんですね。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 変わらないといったところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決しました。

日程第24. 議案第36号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第24、議案第36号うきは市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の46ページをお開き願います。

うきは市保育の実施に関する条例を廃止する条例。

うきは市保育の実施に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例を廃止する理由につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法が改正され、これまで保育については、市町村が条例で定める理由により保育に欠ける児童について実施することになっていました。改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することになりました。これに伴い、児童が保育に欠ける事由について定める、うきは市保育の実施に関する条例については廃止するというものになりました。以上でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は可決することに決しました。

日程第25. 議案第38号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第25、議案第38号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 議案書の51ページをお開きください。

うきは市立公園条例の一部を改正する条例。

うきは市立公園条例の一部を次のように改正する。別表、第1中の合所ダム公園、うきは市浮羽町小塩5381番地4を合所ダム公園、うきは市浮羽町小塩5380番地1に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

このことにつきましては、本年4月より新しい火葬場としてうきは市浄光苑が供用開始いたします。御承知のように、この敷地は市が管理いたします合所ダム公園の一角でございます。条例において公園の敷地内で最も広がった、このうきは市浄光苑の敷地、新しい火葬場の敷地が合所ダム公園の代表地番としておったところでございますが、今回、この部分が浄光苑になりましたので、条例を改正して、公園の代表地番を、この敷地内で次に広い5380番地1とするものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、別紙の42ページを御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 合所ダムの公園ですけれども、今度、火葬場がかなりの面積を占めてありますけれども、ただ、地番変更だけでいいものかどうかですね。面積等の変更はやらなくていいのかどうかということです。あくまでも面積が出されてありますけれども、その面積の中に火葬場というのできてありますから、当然その火葬場は公園の面積から省かなきゃならんと思いますけれども、これについてはどう措置されるのかお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 面積が変更となります。公園条例の中には面積の記載はございませんが、財産台帳のほうでの合所ダム公園の面積に変更が生じます。内部の事務処理は行ってきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決することに決しました。

日程第26. 農業委員会委員の推薦について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第26、農業委員会委員の推薦ついてを議題とします。

お諮りします。農業委員会委員の推薦については議長の指名推選にしたいと思えますが御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4名とし、竹並和廣さん、上瀧芳子さん、三浦裕輔さん、佐々木勝清さん、以上、4名の方を指名し推薦したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、竹並和廣さん、上瀧芳子さん、三浦裕輔さん、佐々木勝清さん、以上4名の方を推薦することに決しました。

日程第27. 予算特別委員会の設置について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第27、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成27年度うきは市一般会計予算並びに特別会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

予算特別委員会の委員長に14番、高山敏枝議員、副委員長に13番、三園三次郎議員を指名して決定します。

日程第28. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第28、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第7号平成27年度うきは市一般会計予算から議案第15号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までの9件を予算特別委員会へ審査付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第15号までの

9件を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす3月6日から3月8日までを休会とし、3月9日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時42分散会
